

令和5年度

食の安全安心に関して講じた
施策の実施状況報告書

(令和6年9月)

愛媛県

目 次

I	はじめに	1
II	報告の根拠規定等	1
III	施策の実施状況	
1	条例に基づく施策の実施状況について	1
2	食の安全安心に関する具体的な取組みに関する実施状況について	3
	○推進指標一覧	4
	○食の安全安心推進体制	5
	○施策体系図	6
IV	取組個票	
1	基本施策Ⅰ 生産から消費に至る食の安全安心の確保	
①	生産ステージ	7
②	製造・加工・販売ステージ	23
③	消費ステージ	45
④	人材育成・基盤整備	54
2	基本施策Ⅱ グローバル化に対応した食の安全安心の確保	58
3	基本施策Ⅲ 相互理解と協働による食の安全安心の確保	67

令和5年度食の安全安心に関して講じた施策の実施状況の報告について

I はじめに

県では、愛媛県食の安全安心推進条例(平成20年愛媛県条例第71号)(平成21年4月施行)以下「条例」という。)に基づき、平成22年2月に「愛媛県食の安全安心の推進に関する計画」を策定し、副知事を本部長とする「えひめ食の安全・安心推進本部」(平成15年10月設置)を中心に、関係部署で連携を図りながら、食の安全安心に関する施策の総合的かつ計画的な推進に努めています。

第2次推進計画(平成27年度から令和3年度)が令和3年度で終期を迎えたことから、これまでの取り組みや令和3年6月の食品衛生法の改正等の社会情勢の変化等をふまえ、HACCPの制度化や多様化する食の提供形態への対応等を盛り込んだ第3次推進計画(令和4年度から令和8年度)を策定し、令和5年度は、第3次推進計画の2年目として、食の安全安心の確保に関する各種施策に取り組みました。

II 報告の根拠規定等

この報告書は、条例第10条の「知事は、毎年度、食の安全安心に関して講じた施策の実施状況について、議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。」との規定に基づき、議会に報告し、公表するものです。

III 施策の実施状況

1 条例に基づく施策の実施状況について

(1)「愛媛県食の安全安心推進県民会議」の開催等について

条例第25条第1項では、「食の安全安心に関する重要な事項を調査審議させるため、愛媛県食の安全安心推進県民会議を置く。」とされています。

このため、学識経験者等の民間有識者10名で構成する「愛媛県食の安全安心推進県民会議」を平成21年4月から設置しており、令和5年度愛媛県食品衛生監視指導の実施状況、令和6年度愛媛県食品衛生監視指導計画(案)について、御審議いただきました。

【会議内容】

- 令和5年度愛媛県食品衛生監視指導の実施状況について
- 令和6年度愛媛県食品衛生監視指導計画(案)について

【愛媛県食の安全安心推進県民会議委員】

(R6.3.31現在五十音順:敬称略)

氏名	現職	備考
茨木 仁美	愛媛県学校栄養士協議会	副会長
大原 理延	一般社団法人愛媛県食品衛生協会常務理事	
垣原登志子	松山短期大学商科第2部教授	
加藤 孝司	越智今治農業協同組合営農販売部長	
木原美喜子	えひめ消費生活センター友の会	
月原 文子	株式会社フジお客様サービス・品質管理推進室室長	
瀨本 晃	生活協同組合コープえひめ品質管理部マネージャー	
平田 和弘	愛媛県漁業協同組合宇和島事業部養魚販売部長	
舟橋 達也	松山大学薬学部教授	会長
渡辺 恵子	株式会社味彩専務	

(2)「自主的な衛生管理の推進」について

条例第15条第1項では、県は、食品関連事業者の自主的な衛生管理の取組を促進するため、「食品等の製造、加工等を行う工程の安全性を保証するための制度の整備及びその普及に努めるものとする。」とされています。

県では、平成22年10月から、自主的な衛生管理手法について、HACCPの概念を取り入れた一定の水準以上にあると認められる施設を県が認証する「愛媛県食品自主衛生管理認証制度」(愛媛県HACCP制度)を運用していましたが、令和3年6月に食品衛生法の改正により、原則、全ての食品等事業者に対しHACCPに沿った衛生管理が義務化されたため、引き続き、事業者が法に規定されているHACCPに沿った衛生管理を適切に実施できるように、施設への監視指導や各種講習会等を通じて制度を周知するとともに、職員がきめ細かなサポートを行いました。

(3)「自主回収報告制度」について

営業者が自主回収を実施した際は、条例により報告を求めていましたが、食品衛生法の改正により、令和3年6月1日から法に基づく報告が義務化されました。令和5年度は表示の誤記、欠落など13件の報告があり、それぞれ必要な調査を行い、適正に運用されました。

(4)「危害情報申出制度」について

条例第23条第1項では、「県民は、人の健康に悪影響を及ぼすおそれがある食品に関する情報を入手したときは、規則で定めるところにより、知事に対し、その旨を申し出ることができる。」こと、また、同条第2項で、「知事は、前項の規定による申出があったときは、速やかに必要な調査を行い、当該申出の内容に相当の理由があると認めるときは、関係法令及びこの条例に基づく必要な措置を講ずるものとする。」こととなっています。令和5年度は、食品に関する調査依頼等について118件(うち松山市88件)の申出があり、いずれも所要の調査を行い、必要な指導を行うなど適正に運用されました。

2 食の安全安心に関する具体的な取組みに関する実施状況について

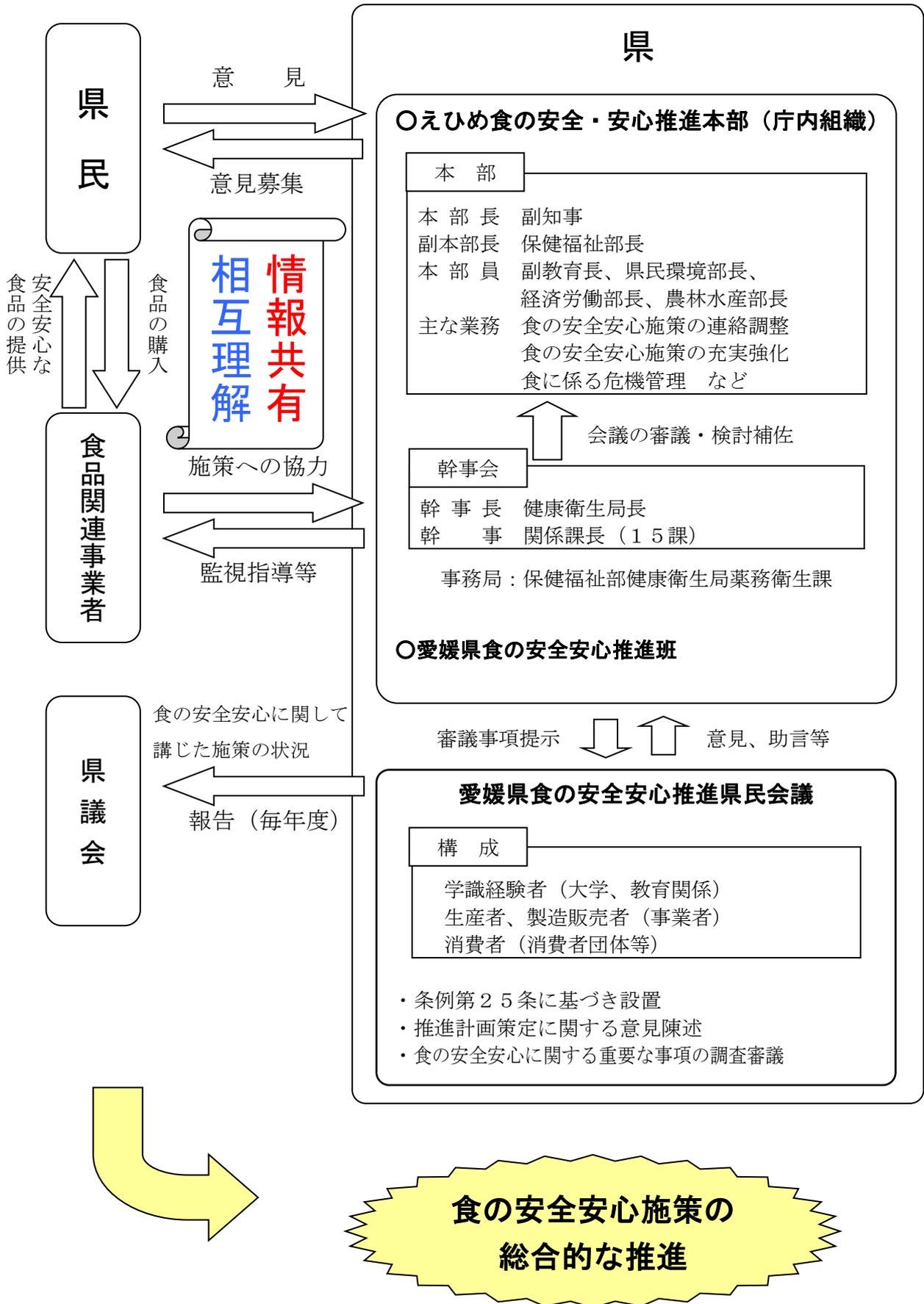
令和5年度の施策の実施状況について、第3次推進計画(令和4年度から令和8年度)の施策体系に基づき、「IV取組個票」(P7～80)のとおり、それぞれの具体的取組み毎に取りまとめました。

令和5年度は、新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類に移行されたことにより、主に講習会及びイベントに関する事業が再開し、営業施設への監視や巡回指導の実績も前年度より上回る結果となっています。

○推進指標一覧

基本 施策	施策の 方向	推進指標名	第2次計画				第3次計画		目標 (R8年度)
			実績 (H30年度)	実績 (R元年度)	実績 (R2年度)	実績 (R3年度)	実績 (R4年度)	実績 (R5年度)	
I 生産から消費に至る食の安全安心の確保	① 生産ステージ	1 安全な農林産物の提供の推進							
		農業適正使用講習会・研修会の開催回数	227回	346回	267回	480回	445回	422回	400回以上
		農業販売者に対する立入検査実施件数	333件	307件	264件	251件	218件	226件	300件以上
		出荷前の農産物の残留農薬分析件数	336件	332件	338件	333件	324件	323件	330件以上
		有機農業取組面積	478ha	491ha	471ha	458ha	472ha	471ha	700ha以上
		化学肥料窒素成分使用量【新規追加】					6.6kg/10a		6.5kg/10a以下
		化学合成農薬使用量【新規追加】					5.3kg/10a		6.5kg/10a以下
		2 安全な畜産物の提供の推進							
		生産者、飼料販売店、動物用医薬品販売店巡回件数	631件	614件	621件	514件	494件	515件	600件以上
		牛耳標装着率	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	安全安心な農畜産物生産に関する開発技術の数(累積)	6	6	7	8	9	12	12以上	
	畜産関係生産者巡回戸数	414(全戸)	407(全戸)	389(全戸)	383(全戸)	360(全戸)	337(全戸)	全戸	
	高病原性鳥インフルエンザ検査羽数	1,240羽 (100%)	1,220羽 (100%)	1,320羽 (100%)	1,240羽 (100%)	1,280羽 (100%)	1,050羽 (100%)	対象鶏全羽	
	3 安全な水産物の提供の推進								
	養殖衛生管理指導を行った養殖経営体数の割合	92.5%	84.2%	79.1%	90.3%	84.6%	90.7%	70%以上	
	貝毒原因プランクトンの調査回数【新規追加】			12回	35回	33回	28回	16回以上	
	② 製造・加工・販売ステージ	4 食中毒防止対策の推進							
		愛媛県食品衛生監視指導計画に基づく施設監視達成率	142.7% (16,542件)	139.5% (15,761件)	123.2% (13,715件)	108.5% (11,176件)	99.8% (9,398件)	111.1% (9,762件)	100%
		食品等の収去検査による規格基準違反率	0.40%	0.21%	0.46%	0.48%	0.32%	0.17%	0.10%以下
		★5 HACCPに沿った衛生管理の適正な実施の推進							
		食品衛生責任者実務講習会受講率	81.6%	70.0%	84.6%	76.1%	88.2%	87.9%	100%
		事業者向け出前講座実施件数	92件	74件	24件	26件	17件	44件	80件以上
		HACCP研修会受講者数	4,794人	4,482人	4,162人	3,521人	5,579人	4,278人	5,000人以上
		6 食品表示の適正化の推進							
		食品表示監視実施数	13,240件	13,026件	10,016件	9,176件	8,670件	7,418件	15,000件以上
		商品量目立入検査の立入事業所数	23箇所	43箇所	実施無し	23箇所	28箇所	41箇所	38箇所以上
	食品表示ウォッチャーからの報告に基づく不適切な表示の割合	15.0%	16.1%	9.6%	20.5%	20.4%	20.9%	0%	
	★7 多様化する食の提供形態に対する衛生管理と感染症対策の推進								
	子ども食堂等の相談・支援対応件数【新規追加】					12件	30件	18件	
	③ 消費ステージ	8 食の安全安心に関する教育、食育、地産地消の推進							
学校給食における地産産物の使用割合(食材数ベース)		40.8%	42.3%	42.0%	45.0%	51.1%	53.5%	40%以上	
「愛媛産には愛がある」使用許可申請数【新規追加】		360件	358件	299件	187件	248件	275件	340件以上	
えひめ食文化普及講座開催回数		55回	49回	36回	36回	39回	47回	26回以上	
9 食品等のリコール報告制度、危害情報申出制度等の適正な運用									
リコール情報の提供件数		19件	10件	10件	13件	13件	13件	20件以上	
危害情報申出制度対応件数		144件	122件	92件	82件	132件	118件	135件	
★10 デジタル化の推進									
オンライン申請割合【新規追加】						41.6%	33.4%	50%	
食品衛生監視員のHACCP関係有資格者率		75.4%	68.4%	62.7%	63.1%	66.7%	68.5%	75%以上	
II グローバル化に対応した食の安全安心の確保	11 安全を確保する基盤整備								
	食品衛生に関する研究発表の件数【新規追加】					3件	2件	3件	
	12 グローバルスタンダードを踏まえた事業者の育成・支援								
	輸出食品の自主検査受託件数	111件	103件	111件	121件	119件	111件	100件以上	
	輸出食品に係る衛生証明書発行件数	602件	612件	908件	408件	731件	236件	770件以上	
	輸出農産物の残留農薬検査件数	13件	10件	12件	8件	12件	9件	20件	
	県内産農産物の放射性物質安全確認検査件数	0件	0件	0件	0件	0件	0件	5件	
	県内産水産物の放射性物質安全確認検査件数	0件	0件	0件	0件	0件	0件	8件	
	外国語での食の安全安心に関するホームページでの情報提供数【新規追加】					0件	0件	10件	
	13 輸入食品の安全確保の充実								
輸入食品の収去検査実施検体数	101件	32件	29件	29件	36件	32件	30件		
輸入食品の自主検査受託件数	53件	51件	54件	39件	49件	28件	60件以上		
III 相互理解と協働による食の安全安心の確保	14 情報提供の充実								
	食の安全安心総合ホームページ閲覧件数	14,832件	9,138件	11,718件	8,838件	7,964件	6,601件	15,000件以上	
	メールマガジン登録者数(累積)	608人	634人	641人	628人	636人	601人	1,000人以上	
	食品関連情報の提供件数	132件	137件	154件	14件	30件	31件	150件以上	
	人口10万人あたりの食中毒患者数	42.6人	12.4人	16.1人	13.5人	7.7人	6.2人	15人以下	
	農林水産参観デー開催回数	6回	10回	3回	3回	5回	9回	10回以上	
	15 相談窓口の充実								
	相談窓口における相談受付件数	176件	171件	146件	115件	111件	93件	185件以上	
	消費者向け出前講座実施件数	45件	49件	14件	10件	12件	36件	40件以上	
	16 県民・民間団体との協働								
ふれあい牧場等の開催回数	77回	79回	0回	0回	0回	38回	80回以上		
食育教室開催回数	61回	61回	39回	23回	19回	63回	50回以上		
食品衛生推進員巡回施設数	16,113件	11,993件	13,322件	9,683件	12,671件	12,949件	17,900件以上		
17 消費者・食品関連事業者による意見交換の実施及び県民の意見の反映									
食の安全・安心県民講座の開催回数、参加者数	5回460名	6回528名	5回232名	5回195名	5回200名	5回203名	5回450名		
消費者との意見交換会の実施回数、参加者数	11回330名	11回350名	11回228名	9回170名	5回77名	11回151名	11回350名		
食の安全安心に関するアンケート協力者数	396名	394名	164名	90名	175名	176名	450名		

○食の安全安心推進体制



○施策体系図

目標	基本施策	施策の方向	具体的な取組み	
安全安心・豊かなえひめ食文化の継承と発信	Ⅰ 生産から消費に至る食の安全安心の確保	① 生産ステージ	1 安全な農林産物の提供の推進	(1) 生産者に対する農業適正使用の啓発 (2) 農薬販売者や農薬使用者に対する立入検査の実施 (3) 出荷前農産物の残留農薬分析による安全性の確認 (4) 農業適正使用の推進 (5) 有機農業、環境保全型農業の推進 (6) G A P（農業生産工程管理）の推進
			2 安全な畜産物の提供の推進	(7) 生産者や飼料販売店、動物用医薬品販売店等への巡回 (8) 牛耳標装着の農家指導 (9) 消費者ニーズに対応した生産技術の開発 (10) 畜産関係生産者の巡回による普及指導 (11) 死亡牛のB S E検査 (12) 高病原性鳥インフルエンザ対策
			3 安全な水産物の提供の推進	(13) 養殖衛生管理体制の推進 (14) 貝毒検査の実施 (15) 養殖ヒラメに係るクダアの防疫体制の推進
		② 製造・加工・販売	4 食中毒防止対策の推進	(16) 食品衛生監視機動班等による監視指導の徹底 (17) 食肉等取扱施設、と畜場等に対する監視指導 (18) 収去検査の計画的な実施等 (19) 放射性物質検査等の実施
			★5 HACCPに沿った衛生管理の適正な実施の推進	(20) HACCPに沿った衛生管理の周知啓発 (21) HACCPに沿った衛生管理の適正な実施の支援 (22) 自主衛生管理推進事業の支援 (23) 集団給食施設等の届出施設における衛生管理の促進
			6 食品表示の適正化の推進	(24) 食品表示制度に対応した体制の整備 (25) 食品表示基準の周知 (26) 効果的な監視指導の実施 (27) 安心感に配慮した表示の推進
			★7 多様化する食の提供形態に対する衛生管理と感染症対策の推進	(28) 多様化する食の提供形態に対する衛生管理の支援 (29) 許可・届出施設以外への技術支援や指導等の実施 (30) 食品等事業者における感染症対策の推進
		③ 消費	8 食の安全安心に関する教育、食育、地産地消の推進	(31) 食育の推進 (32) 地産地消の推進 (33) えひめの食文化の普及推進 (34) 食物アレルギー対策の推進
			9 食品等のリコール報告制度、危害情報申出制度等の適正な運用	(35) 食品等のリコール報告制度の周知及び指導等 (36) 危害情報申出制度等の周知及び迅速な対応
		④ 人材育成 基盤整備	★10 デジタル化の推進	(37) 食品衛生申請等システムや輸出証明書発給システムの利用推進 (38) 監視指導等を行う人材や食品等事業者の衛生管理を担う人材の育成
	11 安全を確保する基盤整備		(39) 国、他都道府県、保健所設置市間の連携 (40) 衛生環境研究所等の研究発表の推進 (41) 食品衛生功労、自主衛生管理等推進事業者の表彰	
	Ⅱ グローバル化に対応した食の安全安心の確保	12 グローバルスタンダードを踏まえた事業者の育成・支援	(42) 輸出を行う企業に対する指導等の実施 (43) 輸出食品に対する検査、衛生証明の実施 (44) 輸出農産物に対する残留農薬検査の実施 (45) 県内産農水産物の放射性物質安全確認の検査 (46) グローバル化に対応した情報提供 (47) 多言語に対応したマニュアル等の整備の推進	
		13 輸入食品の安全確保の充実	(48) 輸入食品の監視指導及び収去検査の実施 (49) 輸入食品の検査体制の整備	
	Ⅲ 相互理解と協働による食の安全安心の確保	14 情報提供の充実	(50) 食の安全安心に関する情報提供 (51) 食中毒予防に関する情報発信 (52) 消費者苦情等に関する一般消費者への情報提供 (53) 農林水産参観デーの開催	
		15 相談窓口の充実	(54) 相談への的確な対応、情報共有 (55) 出前講座や出前相談室の実施	
		16 県民・民間団体との協働	(56) 畜産関係団体等との連携 (57) 生産者団体及び販売関係団体との連携 (58) 食品関係団体との連携	
		17 消費者・食品関連事業者による意見交換の実施及び県民の意見の反映	(59) リスクコミュニケーションの推進 (60) ハブリンク・コメント、アンケート等による県民意識の把握	

★特に重視するもの

IV 取組個票

基本施策 I	生産から消費に至る食の安全安心の確保																														
I - ①	生産ステージ																														
施策の方向1	安全な農林産物の提供の推進																														
具体的な取組み	<p>(1) 生産者に対する農薬適正使用の啓発 生産者への啓発パンフレットの配布、講習会や研修会の開催、農薬販売者に対する農薬管理指導士の認定などを通し、生産者に対する農薬適正使用の啓発を行います。</p>																														
①概要	<p>農薬適正使用に関する啓発パンフレットの配布や、各地方局単位での講習会の開催、普及組織による栽培講習会等での指導を、引き続き実施する。 また、農薬適正使用について、農薬購入者及び農薬使用者に対して指導することを主な任務とする農薬管理指導士の認定を、引き続き実施する。</p>																														
②推進指標	<p>【農薬適正使用講習会・研修会の開催回数】 開催回数の維持により、啓発活動の指標となる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>(R2)</th> <th>(R3)</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> <th>R8</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td>—</td> <td>410回</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>400回以上</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>267回</td> <td>480回</td> <td>445回</td> <td>422回</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>							年度	(R2)	(R3)	R4	R5	R6	R7	R8	目標	—	410回	—	—	—	—	400回以上	実績	267回	480回	445回	422回			
年度	(R2)	(R3)	R4	R5	R6	R7	R8																								
目標	—	410回	—	—	—	—	400回以上																								
実績	267回	480回	445回	422回																											
③用語解説	<p>《農薬管理指導士》 農薬取扱者の資質を向上し、農薬による危被害の未然防止及び環境保全対策を推進することを目的に、農薬販売者等に対して、農薬に関する専門的な研修及び試験を実施し、合格した者を農薬管理指導士として認定している。農薬管理指導士は、農薬購入者及び農薬使用者に対して、農薬適正使用の指導をすることを主な任務としている。</p>																														

【令和5年度事業実施状況】
<p>●農薬適正使用推進事業費(農産園芸課)</p> <ul style="list-style-type: none"> 農薬の適正販売及び安全かつ適正な使用、農薬による事故防止を目的に、各地方局において農薬適正使用講習会等を開催した。 令和5年度農薬適正使用講習会の開催結果 〔日程・参加者数〕 7月6日 東予地方局 54名 7月31日 中予地方局 88名 7月27日 南予地方局 76名 令和5年度農薬管理指導士認定及び更新研修会 1月25日 新規4名、更新39名 上記4回のほか、小規模単位での技術講習会を422回実施した。
【令和5年度取組みの評価】
<p>(農産園芸課)</p> <p>講習会等の開催により、農業者の農薬適正使用への認識が更に高まることで、農薬による事故の減少が図られる。 県産農産物の安全性確保、農薬による危被害の未然防止を図るため、今後とも、農薬適正使用講習会並びに農薬管理指導士認定及び更新研修会を開催し、引き続き、県産農産物の安全性確保に努める。</p>

基本施策 I	生産から消費に至る食の安全安心の確保							
I-①	生産ステージ							
施策の方向1	安全な農林産物の提供の推進							
具体的な取組み	(2) 農薬販売者や農薬使用者に対する立入検査の実施 適正な農薬の販売及び使用を確保するため、地方局農薬取締職員による計画的な農薬販売者に対する立入検査を実施するとともに、必要に応じて農薬使用者への立入検査を実施します。							
①概要	農薬販売業者への立入検査については、同一営業所に対して3年に1回、計画的に実施するとともに、使用者については、適正使用の確認のために必要に応じて立入検査を行っており、今後も引き続き実施する。							
②推進指標	【農薬販売者に対する立入検査実施件数】 件数の維持により、検査確認状況の指標となる。							
	年度	(R2)	(R3)	R4	R5	R6	R7	R8
	目標	—	300件以上	—	—	—	—	300件以上
	実績	264件	251件	218件	226件			
③用語解説	—							

【令和5年度事業実施状況】
● 農薬適正使用推進事業費(農産園芸課)
・ 農薬の保管管理及び流通の適正化を図るとともに、安全かつ適正な使用を確保することを目的に農薬販売者等へ立入検査を行った。
・ 令和5年度立入検査結果 農薬販売者実施件数:226販売所(届出・帳簿の不備等があり改善指導を実施した件数:21件) 農薬使用者実施件数:0件(農薬の使用基準違反がなかったため実施なし)

【令和5年度取組みの評価】
(農産園芸課)
農薬販売業者への立入検査については、同一営業所に対して3年に1回、計画的に実施している。
調査の結果、届出・帳簿の不備等の軽微な違反は、年間30件前後を改善指導しているが、無登録農薬・販売禁止農薬の販売等の重大な違反は発生していない。
今後も引き続き立入検査を実施する。

基本施策Ⅰ	生産から消費に至る食の安全安心の確保																								
Ⅰ－①	生産ステージ																								
施策の方向1	安全な農林産物の提供の推進																								
具体的な取組み	(3) 出荷前農産物の残留農薬分析による安全性の確認 出荷前農産物の安全性を確認するため、残留農薬分析を計画的に実施します。																								
① 概要	県産農産物の生産段階における安全性を確認するため、生産者個々における農薬適正使用とその記帳に加え、農林水産研究所において最大294成分の残留農薬分析を行っており、今後も引き続き実施する。																								
② 推進指標	<p>【出荷前の農産物の残留農薬分析件数】 分析件数を維持することにより、安全性の確認状況の指標となる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>(R2)</th> <th>(R3)</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> <th>R8</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td>—</td> <td>330件以上</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>330件以上</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>338件</td> <td>333件</td> <td>324件</td> <td>323件</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	年度	(R2)	(R3)	R4	R5	R6	R7	R8	目標	—	330件以上	—	—	—	—	330件以上	実績	338件	333件	324件	323件			
年度	(R2)	(R3)	R4	R5	R6	R7	R8																		
目標	—	330件以上	—	—	—	—	330件以上																		
実績	338件	333件	324件	323件																					
③ 用語解説	—																								

<p>【令和5年度事業実施状況】</p> <p>● 農薬適正使用推進事業費(農産園芸課)</p> <ul style="list-style-type: none"> 農産物の安全性を確保するため、農業者における生産工程管理・記帳に加え、生産段階における農薬残留分析を農林水産研究所で実施したところ、残留基準値の超過はなかった。 令和5年度農薬残留調査結果(323件) <ul style="list-style-type: none"> 穀類(米、麦、大豆):30件 野菜:140件 果樹:152件 茶 : 1件
<p>【令和5年度取組みの評価】</p> <p>(農産園芸課)</p> <p>農林水産研究所での残留農薬分析の結果、基準値の超過はみられず、農薬による農作業中の中毒・死亡事故も発生していない。残留農薬の分析は、食の安全・安心に大きく貢献しており、今後も引き続き実施する。</p>

基本施策Ⅰ	生産から消費に至る食の安全安心の確保
Ⅰ－①	生産ステージ
施策の方向1	安全な農林産物の提供の推進
具体的な取組み	<p>(4)農薬適正使用の推進</p> <p>農業団体が実施している生産者個々における農薬使用の記帳運動と連携し、記帳の徹底を図ります。</p> <p>愛媛県農薬適正使用推進協議会において、農業団体や農薬販売者等が一体となって農薬の適正使用を推進し、安全・安心な農産物の生産体制の確保に努めます。</p>
①概要	<p>農業団体では、生産者個々における農薬使用の記帳運動を実施しており、農協出荷者以外についても記帳の徹底を図る。愛媛県農薬適正使用推進協議会活動を通じて、農薬の適正使用を推進しているところであり、今後も引き続き実施する。</p>
②推進指標	—
③用語解説	<p>《愛媛県農薬適正使用推進協議会》平成14年9月、農薬の適正な流通・使用の徹底を推進し、農産物の安全性と産地としての信頼性を確保するため、設置したもの。県、農業団体、農薬販売者等から構成されており、農薬適正使用の徹底、残留農薬検査の実施、無登録農薬の情報、その他農薬の適正使用推進に必要な事項に関して協議を行っている。</p>

<p>【令和5年度事業実施状況】</p> <p>●農薬適正使用推進事業費(農産園芸課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農薬の安全使用を図るため、各地方局ごとの講習会において記帳の徹底を図った。 ・農薬の適正な使用及び危害防止を図るため、農薬適正使用推進協議会を開催し、農薬の情報を提供するとともに、行政、農薬販売業者、農薬防除者の意見交換を行った。 ・令和5年度農薬適正使用推進協議会の開催結果 <ul style="list-style-type: none"> 〔開催日〕 5月30日 〔内容〕 <ul style="list-style-type: none"> ・農産物の安全性確保について ・農薬適正使用の推進について ほか
<p>【令和5年度取組みの評価】</p> <p>(農産園芸課)</p> <p>農薬の適正な使用及び危害防止を図るため、一年間実施する様々な事業計画を協議しており、今後も引き続き開催することとし、安全安心な農産物の生産体制の確保に努める。</p>

基本施策Ⅰ	生産から消費に至る食の安全安心の確保
Ⅰ－①	生産ステージ
施策の方向1	安全な農林産物の提供の推進

具体的な取組み

(5) 有機農業、環境保全型農業の推進

有機農業実践農家の技術・経営調査による栽培マニュアルの策定や実証展示圃の設置、試験研究機関における有機栽培技術の確立を目指すとともに、商談会等を活用して食品加工や直接販売等の取組みの支援に努めます。

土づくりや、化学肥料・化学農薬の節減技術を普及推進するとともに、エコファーマーの育成、エコえひめ農産物の生産促進ほか、外観品質よりもその栽培方法を評価する販売先の開拓の支援に努めます。

①概要

農家が有機農業に取り組む場合、化学肥料・化学農薬を使用しないため、一般栽培並の収量・品質を得ることや、規格を揃え、まとめて販売することが難しく、有機農産物を評価する消費者・量販店等の販売先を開拓することが必要となっている。このため、有機栽培技術の確立や、食品加工、直接販売等の取組みの支援に今後とも取り組み、有機農業の普及・拡大に努める。

土づくりや、化学肥料・化学農薬の使用削減、農業生産資材の適正処理等による環境負荷の軽減に配慮した環境保全型農業について、技術の開発及び普及、生産者の育成、販売先の開拓等を通じて推進する。

②推進指標

【有機農業取組面積】

取組面積の増加により、推進活動効果の指標となる。

年度	(R2)	(R3)	R4	R5	R6	R7	R8
目標	—	463ha 以上	—	—	—	—	700ha 以上
実績	471ha	458ha	472ha	471ha			

【化学肥料窒素成分使用量】

化学肥料窒素成分使用量は、環境保全型農業の推進状況の指標となる

年度	(R2)	(R3)	R4	R5	R6	R7	R8
目標			—	—	—	—	6.5kg/10a 以下
実績	7.5kg/10a	7.6kg/10a	6.6kg/10a				

【化学合成農薬使用量】

化学合成農薬使用量は、環境保全型農業の推進状況の指標となる

年度	(R2)	(R3)	R4	R5	R6	R7	R8
目標			—	—	—	—	6.5kg/10a 以下
実績	5.3kg/10a	5.1kg/10a	5.3kg/10a				

③用語解説

《有機農業》 化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業。

《環境保全型農業》 農業の持つ自然循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、資源の循環利用による土づくりや、化学肥料、化学農薬の使用削減、農業生産資材の適正処理等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業。

《エコえひめ農産物》 化学肥料・化学農薬を3割以上削減した農産物を県が認証。

【令和5年度事業実施状況】

●有機農業推進事業費(農産園芸課)

・農業生産に由来する環境への負荷を大幅に低減する有機農業を推進するため、県内4カ所に実証展示圃を設置するとともに、有機農業講座を開催した。

・令和5年度 実証展示圃

しまなみ指導班 レモン8a 温州みかん10a

久万高原指導班 トマト1.2a

鬼北指導班 ユズ5a

農林水産研究所 水稻20a

●環境に優しい農業生産活動推進事業費(農産園芸課)

・有機性資源の循環利用による土づくりや化学肥料・化学農薬の節減技術、光・天敵・有用微生物を利用した防除技術の開発・普及等、導入すべき生産方式の確立と普及推進活動に一体的に取り組んだ。また、土壌診断等広域普及活動や有害物質対策を実施し、環境に優しい土壌環境対策を推進した。

・エコファーマー認定数1,030名

●特別栽培農産物等認証事業費(農産園芸課)

・認証審査会を年6回開催し、183件(水稻・大豆43件、野菜85件、果樹51件、その他4件)のエコえひめ農産物を認証し、認証された農産物の残留農薬分析を実施した(栽培者数1,238人、栽培面積761ha)。

・愛媛県環境保全型農業推進会議(委員8名)を令和5年11月13日に開催し、環境保全型農業及び有機農業の取組状況やエコえひめ農産物認証制度の運営等について協議した。

【令和5年度取組みの評価】

有機農業推進事業では、県下4箇所で開催している有機栽培の実証展示圃での取組技術や実証結果等を、普及機関を通じて有機農業講座を開催し、農業者の有機農業の取組の支援に努めた。

イチゴ病害虫総合防除技術確立試験では、炭疽病発生圃場周辺の雑草における感染状況と分離菌の病原性調査及び育苗期間中において土着天敵を利用したハダニ類に対する防除体系の確立試験を実施した。

R5年度からみどりの食料システム法に基づいたみどり認定を推進し、エコファーマー(みどり認定1号活動)認定数は、昨年と比較して559名と大幅に増加した。

基本施策 I	生産から消費に至る食の安全安心の確保
I-①	生産ステージ
施策の方向1	安全な農林産物の提供の推進
具体的な取組み	(6)GAP(農業生産工程管理)の推進 GAPの取組みについて、産地や生産者へ啓発するとともに、生産者の目的に応じたGAPの推進に努めます。
①概要	関係機関と連携し、GAP認証の取得やGAPの取組の実施を支援するため、指導員の育成(国や専門機関が行う研修の受講など)や現地指導活動等を実施する。
②推進指標	—
③用語解説	《GAP(Good Agricultural Practice)》 農業者自らが、(1)農作業の点検項目を決定し、(2)点検項目に従い農作業を行い記録し、(3)記録を点検・評価し、改善点を見出し、(4)次回の作付けに活用するという一連の「農業生産工程の管理手法」のこと。食品衛生管理手法の一つであるHACCPの農業版と解される(生産工程の各段階で、生物学的(微生物)、化学的(残留農薬等)、物理的(異物等)な危害を分析し、生産工程毎の重要管理ポイントを明確にして、農産物の安全性を高めていく手法)。

【令和5年度事業実施状況】
<p>●特別栽培農産物等認証事業費(農産園芸課)</p> <p>食の安全・安心や、環境負荷の低減、農作業等労働安全につながる農業生産工程管理(GAP)の推進のため、生産者や生産者団体等に対して現地指導を実施するとともに、GAP指導員を育成して指導体制の構築・強化を図った。</p> <p>(1)GAP指導員の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際水準GAPガイドライン研修を普及指導員等7名が受講した。 ・研修受講に加えて現場指導実績を3件以上有する「GAP指導員」を新たに6名育成した。 <p>(2)現地指導活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産者及び教育機関等計23者に対してGAPの実践的な指導を実施した。 <p>(3)その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エコえひめ認証審査会(2月、6月、10月)にて県GAP認証の審査を行い、新たに1者1件(米)の認証と、4者22件(水稻2件、野菜19件、果樹1件)の更新を行った。 ・新たにグローバルGAP認証を1者が取得した。 ・
【令和5年度取組みの評価】
<p>(農産園芸課)</p> <p>GAP指導員の育成や体系的な指導活動によって積極的に生産者等のGAPの認証取得や実施を支援できた。新規1件(県GAP1件)の認証取得が実現した。</p> <p>今後も、引き続きGAPの取組を支援するとともに指導体制の強化を図る。</p>

基本施策 I	生産から消費に至る食の安全安心の確保
I-①	生産ステージ
施策の方向2	安全な畜産物の提供の推進

具体的な取組み

(7) 生産者や飼料販売店、動物用医薬品販売店等への巡回
 生産者や飼料販売店、動物用医薬品販売店等を巡回し、動物用医薬品や飼料添加物等の関連法令等の周知を図り、必要に応じて指導を実施します。

①概要

家畜保健衛生所の職員が畜産農家や飼料販売店、動物用医薬品販売店等を巡回し、動物用医薬品や飼料添加物等の関連法令等の周知を図り、必要に応じて指導を実施する。

②推進指標

【生産者、飼料販売店、動物用医薬品販売店巡回件数】

巡回の継続は、関係法令の周知、理解の促進を図り、食の安全確保を最優先した生産への意識向上への指標となる。

年度	(R2)	(R3)	R4	R5	R6	R7	R8
目標	—	700件以上	—	—	—	—	600件以上
実績	621件	514件	494件	515件			

③用語解説

《動物用医薬品や飼料添加物等の関連法令》 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律及び省令規則をいう。

【令和5年度事業実施状況】

- 乳牛等総合改良対策事業費(畜産課)
- 畜産経営技術指導事業費(畜産課)
- 家畜衛生対策事業費(畜産課)
- ・生産者や飼料販売店、動物用医薬品販売店等を巡回し、動物用医薬品や飼料添加物等の関連法令等の周知を図り、必要に応じて指導を実施した。
- ・生産者:337件、飼料販売業者:44件、動物用医薬品販売業者:134件
- ・周知関連法令:医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(動物用医薬品)、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律

【令和5年度取組みの評価】

(畜産課)
 生産者や飼料販売業者、動物用医薬品販売業者への指導により、飼料及び動物用医薬品の適正な使用、流通が確保されている。
 畜産物の安全かつ安定的な供給を図るため、今後も引き続き実施する。

基本施策 I	生産から消費に至る食の安全安心の確保																														
I - ①	生産ステージ																														
施策の方向2	安全な畜産物の提供の推進																														
具体的な取組み	<p>(8) 牛耳標装着の農家指導</p> <p>関係機関と連携し、牛の飼養農家に対して、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法に係る牛耳標装着と個体情報の適切な届出を指導します。</p>																														
①概要	<p>国(中国四国農政局愛媛支局)、農協等と連携し、畜産農家が確実に牛へ耳標装着し、国(家畜個体識別センター)へ牛の出生や移動等の情報を報告するよう指導する。</p>																														
②推進指標	<p>【牛耳標装着率】</p> <p>全ての牛が耳標を装着することにより、トレーサビリティの実効性が担保され、生産段階における安全安心の確保が可能となる。</p> <table border="1" data-bbox="225 819 1394 981"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>(R2)</th> <th>(R3)</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> <th>R8</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td>—</td> <td>100%</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>							年度	(R2)	(R3)	R4	R5	R6	R7	R8	目標	—	100%	—	—	—	—	100%	実績	100%	100%	100%	100%			
年度	(R2)	(R3)	R4	R5	R6	R7	R8																								
目標	—	100%	—	—	—	—	100%																								
実績	100%	100%	100%	100%																											
③用語解説	<p>《牛耳標》 国内で生まれた全ての牛及び輸入された牛に、10桁の「個体識別番号」が印字された耳標が装着され、その牛の種別(黒毛和牛など)、出生年月日、出生地、飼養地、と畜(食肉にするための解体処理)年月日、と畜場の名称・所在地などがデータベースに登録される。この番号は、食肉の流通販売過程においても明記され、誰でもインターネットを通じてその牛の履歴を参照することができる。</p> <p>《個体情報の内容》 耳標の番号と牛の飼養者、飼養場所、牛の品種性別等の情報</p>																														
【令和5年度事業実施状況】	<p>●死亡牛全頭検査事業費(畜産課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の中国四国農政局愛媛支局や農協等の関係機関と連携し、牛の飼養農家に対して、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法に係る牛耳標装着と個体情報の適切な届出を指導した。 ・牛の死亡時において個体識別耳標を確認することで、トレーサビリティの確保に努めた。 ・周知内容: 耳標の報告方法(FAX、インターネット等)、耳標が脱落した場合の処置等 																														
【令和5年度取組みの評価】	<p>(畜産課)</p> <p>牛耳標による県内の牛トレーサビリティ体制は確立されており、全ての牛において耳標装着が図られた。</p> <p>今後も同様の体制を維持し、生産段階における安全安心を確保する。</p>																														

基本施策 I	生産から消費に至る食の安全安心の確保																								
I-①	生産ステージ																								
施策の方向2	安全な畜産物の提供の推進																								
具体的な取組み	(9) 消費者ニーズに対応した生産技術の開発 県の研究機関において、安全安心な農畜産物生産のための技術を開発します。																								
①概要	畜産研究センターにおいて、薬剤に頼らない家畜の飼養方法や飼料作物栽培等、家畜を健康に飼養し、消費者が求める安全な畜産物の提供に必要な技術開発を行う。																								
②推進指標	【安全安心な農畜産物生産に関する開発技術の数(累積)】 生産技術の開発数は、安全安心という消費者ニーズに応えた生産への取組みの推進状況の指標となる。																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>(R2)</th> <th>(R3)</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> <th>R8</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td>—</td> <td>8以上</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>12以上</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>7</td> <td>8</td> <td>9</td> <td>12</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	年度	(R2)	(R3)	R4	R5	R6	R7	R8	目標	—	8以上	—	—	—	—	12以上	実績	7	8	9	12			
年度	(R2)	(R3)	R4	R5	R6	R7	R8																		
目標	—	8以上	—	—	—	—	12以上																		
実績	7	8	9	12																					
③用語解説	—																								

【令和5年度事業実施状況】
●低コストTMR飼料調製技術確立試験 地域未利用資源を主体とした飼料費低減につながる本県独自の乳牛用飼料の開発に向け、県内で発生する食品製造副産物(ミカンジュース粕・ケールジュース粕・ビール粕)や里芋(親芋)を原料として、成分の均一化と保存性の向上に資する乳酸発酵型混合飼料(発酵TMR)を調製し、飼料の品質や乳牛への給与の影響について調査した。 試験の結果、地域未利用資源を活用した発酵TMRの品質は良好で、乳牛への給与では輸入飼料の分離給与に比べて乳量を大幅に高める効果のあることを確認した。
【令和5年度取組みの評価】 (畜産課) 低コストTMR飼料調製技術確立試験において、県内の未利用資源の飼料化が図られることで、輸入飼料への依存度を下げるだけでなく、発酵TMRの特徴である栄養バランスのとれた飼料給与により、乳牛を一層健康的に飼養することができるため、消費者が求める安全安心な畜産物生産に寄与できるものとする。 今後も消費者ニーズに対応した安全な畜産物の提供に必要な技術開発に取り組む。

基本施策 I	生産から消費に至る食の安全安心の確保																														
I-①	生産ステージ																														
施策の方向2	安全な畜産物の提供の推進																														
具体的な取組み	<p>(10) 畜産関係生産者の巡回による普及指導 畜産関係団体等と連携し、技術情報及び関連法令等の基準等を生産者へ周知、普及し、必要に応じて指導します。</p>																														
①概要	<p>毎年、家畜保健衛生所職員が畜産関係団体等と連携し、技術情報及び関連法令等の基準等を生産者へ周知、普及し、必要に応じて指導する。</p>																														
②推進指標	<p>【畜産関係生産者巡回戸数】 県内畜産農家の巡回(全戸)することは、生産者が安全安心を確保するための生産技術の習得、実践の指標となる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>(R2)</th> <th>(R3)</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> <th>R8</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td>—</td> <td>全戸</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>全戸</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>389(全戸)</td> <td>383(全戸)</td> <td>360(全戸)</td> <td>337(全戸)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>							年度	(R2)	(R3)	R4	R5	R6	R7	R8	目標	—	全戸	—	—	—	—	全戸	実績	389(全戸)	383(全戸)	360(全戸)	337(全戸)			
年度	(R2)	(R3)	R4	R5	R6	R7	R8																								
目標	—	全戸	—	—	—	—	全戸																								
実績	389(全戸)	383(全戸)	360(全戸)	337(全戸)																											
③用語解説	—																														

<p>【令和5年度事業実施状況】</p> <p>●畜産経営技術指導事業費(畜産課)</p> <ul style="list-style-type: none"> 家畜保健衛生所、農業改良普及員、市町、農協職員等の連携により、農場HACCPの事例等の技術情報の紹介、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律や医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(動物用医薬品)等の関連法令の基準等を生産者へ周知普及した。 農家戸数:酪農76戸、肉用牛134戸、養豚68戸、養鶏59戸
<p>【令和5年度取組みの評価】</p> <p>(畜産課)</p> <p>畜産関係団体等と連携し、全農家へ巡回指導を実施した。リーフレット等を活用し技術情報及び関連法令等の基準等の周知、普及が図られた。</p> <p>今後も、生産者に法令等の周知を図るため、畜産関係団体と連携して引き続き実施する。</p>

基本施策 I	生産から消費に至る食の安全安心の確保
I-①	生産ステージ
施策の方向2	安全な畜産物の提供の推進
具体的な取組み	
	(11) 死亡牛のBSE検査 96ヶ月齢以上の県内生産農場の死亡牛全頭に対して、BSE検査を実施し、感染牛の摘発と感染経路の究明に努めます。
①概要	家畜病性鑑定所において、96ヶ月齢以上の県内生産農場の死亡牛全頭に対して、BSE検査を実施し、感染牛の摘発と感染経路の究明に努める。なお、96ヶ月齢未満の牛についても、神経症状を呈して死亡した場合等BSEが疑われる場合は検査を行う。
②推進指標	—
③用語解説	《BSE(Bovine Spongiform Encephalopathy)》「牛海綿状脳症」と訳され、プリオン病という病気のひとつで、牛が異常プリオン蛋白質を含む飼料を食べることによって感染し、牛の脳の組織にスポンジ状の変化を起こし、起立不能等の症状を示す進行性で致死的な中枢神経系の疾病。

【令和5年度事業実施状況】
●死亡牛全頭検査事業費(畜産課) ・96ヶ月齢以上の県内生産農場の死亡牛全頭及び神経症状を呈して死亡した牛(計109頭)について、家畜病性鑑定所においてBSE検査を実施したが、全頭陰性で、県内でのBSE感染牛は確認されなかった。

【令和5年度取組みの評価】
(畜産課) 県内死亡牛における、BSEの監視体制が確立されている。令和6年度以降は、月齢によらず、BSEを疑う牛のみを対象とした検査体制へ移行し、監視を継続することとしている。

基本施策 I	生産から消費に至る食の安全安心の確保																														
I - ①	生産ステージ																														
施策の方向2	安全な畜産物の提供の推進																														
具体的な取組み	<p>(12) 高病原性鳥インフルエンザ対策 生産段階での対策として発生防止対策の指導、養鶏場での検査の実施、異常鶏の早期通報体制及び発生時の防疫体制の整備に取り組めます。</p>																														
①概要	<p>定期的なモニタリング検査(血液検査、ウイルス分離検査)を実施するとともに、発生予防策や発生時の体制整備を実施する。</p>																														
②推進指標	<p>【高病原性鳥インフルエンザ検査羽数】 鶏肉や鶏卵を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染した例はないが、養鶏場での定期的なモニタリング検査の実施は、消費者ニーズに応えた安全安心な畜産物生産への取組み状況の指標となる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>(R2)</th> <th>(R3)</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> <th>R8</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td>—</td> <td>対象鶏全羽</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>対象鶏全羽</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>1,320羽</td> <td>1,240羽</td> <td>1,280羽</td> <td>1,050羽</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>							年度	(R2)	(R3)	R4	R5	R6	R7	R8	目標	—	対象鶏全羽	—	—	—	—	対象鶏全羽	実績	1,320羽	1,240羽	1,280羽	1,050羽			
年度	(R2)	(R3)	R4	R5	R6	R7	R8																								
目標	—	対象鶏全羽	—	—	—	—	対象鶏全羽																								
実績	1,320羽	1,240羽	1,280羽	1,050羽																											
③用語解説	—																														

<p>【令和5年度事業実施状況】</p> <p>●家畜伝染病予防事業費(畜産課)</p> <p>・県内の対象養鶏場の1,050羽を対象に家畜保健衛生所の獣医師が検査を実施し、全羽異常はなかった。</p>
<p>【令和5年度取組みの評価】</p> <p>(畜産課)</p> <p>県内養鶏場等における、高病原性鳥インフルエンザの監視体制が確立されており、今後も同様の体制により監視を強化する。</p>

基本施策Ⅰ	生産から消費に至る食の安全安心の確保																								
Ⅰ－①	生産ステージ																								
施策の方向3	安全な水産物の提供の推進																								
具体的な取組み	(13) 養殖衛生管理体制の推進 養殖業者に対し、水産用医薬品やワクチンの適正使用について指導するほか、養殖衛生管理技術に関する講習会を実施します。																								
①概要	魚病対策として、疾病魚の迅速かつ正確な診断の他、養殖業者、医薬品販売業者等を対象に水産用医薬品やワクチンの適正な使用について指導するとともに、養殖衛生管理技術に関する講習会(研修会)を実施する。																								
②推進指標	【養殖衛生管理指導を行った養殖経営体数の割合】 養殖業者への指導状況の指標となる。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>(R2)</th> <th>(R3)</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> <th>R8</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td>—</td> <td>70%以上</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>70%以上</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>79.1%</td> <td>90.3%</td> <td>84.6%</td> <td>90.7%</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	年度	(R2)	(R3)	R4	R5	R6	R7	R8	目標	—	70%以上	—	—	—	—	70%以上	実績	79.1%	90.3%	84.6%	90.7%			
年度	(R2)	(R3)	R4	R5	R6	R7	R8																		
目標	—	70%以上	—	—	—	—	70%以上																		
実績	79.1%	90.3%	84.6%	90.7%																					
③用語解説	—																								

【令和5年度事業実施状況】
●魚病対策指導費(水産課)
魚類養殖における魚病対策の推進及び生産された養殖水産物の安全性を確保するため、防疫関係会議への参加や防疫対策会議を開催するとともに、養殖魚の疾病の診断及び治療対策の指導、水産用医薬品の適正使用の指導、医薬品残留検査を行った。
・防疫対策会議の開催結果
〔日程・参加者数〕
4月26日 愛媛県漁業協同組合 漁業研修センター 54名
6月30日 松前総合文化センター 11名
・魚病診断件数 912件
・水産用ワクチン使用指導書発行件数 288件
・水産用抗菌剤使用指導書発行件数 298件
・医薬品残留検査(ブリ、マダイ、ヒラメ) 15検体 (いずれも異常なし(検出限界以下))

【令和5年度取組みの評価】
(水産課)
養殖業者等を対象とした防疫対策会議を資料配付により開催し、水産用医薬品やワクチンの適正使用等を指導した。また、魚病診断により被害の軽減、疾病のまん延防止を図った。さらに、水産用ワクチンを適正に使用すると確認された者に対して水産用ワクチン使用指導書を、水産用抗菌剤を適正に使用すると確認された者に対して水産用抗菌剤使用指導書をそれぞれ発行した。
今後も適切な防疫対策指導を行い、養殖生産物の安全性を確保する。

基本施策 I	生産から消費に至る食の安全安心の確保																														
I-①	生産ステージ																														
施策の方向3	安全な水産物の提供の推進																														
具体的な取組み	<p>(14) 貝毒検査の実施</p> <p>貝毒原因プランクトンの出現動向に合わせて、公定検査法によりアサリなど二枚貝の貝毒量を検査し、貝毒の発生監視及び情報提供に努めます。</p>																														
① 概要	<p>宇和海で貝毒を蓄積させる原因プランクトンは、主にアレキサンドリウム・パシフィック及びギムノディニウム・カテナータムの2種であるが、いずれの種類もアサリ等の二枚貝類に麻痺性貝毒を蓄積させる。</p> <p>県では、定期的なモニタリング調査により貝毒プランクトンが安全基準値を超えて増殖した場合は、貝毒の発生監視を行なうため、アサリ等の二枚貝の毒量を検査している。</p>																														
② 推進指標	<p>【貝毒原因プランクトンの調査回数】</p> <p>調査計画に基づいた調査実施状況の指標となる</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>(R2)</th> <th>(R3)</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> <th>R8</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td></td> <td></td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>16回以上</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>12回</td> <td>35回</td> <td>33回</td> <td>28回</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>							年度	(R2)	(R3)	R4	R5	R6	R7	R8	目標			—	—	—	—	16回以上	実績	12回	35回	33回	28回			
年度	(R2)	(R3)	R4	R5	R6	R7	R8																								
目標			—	—	—	—	16回以上																								
実績	12回	35回	33回	28回																											
③ 用語解説	《安全基準値》 貝毒の蓄積が懸念されるプランクトン濃度																														

<p>【令和5年度事業実施状況】</p> <p>● 漁場環境モニタリング調査指導事業費(水産課)</p> <p>毒化した二枚貝の流通防止のため、貝毒原因プランクトンの出現動向を把握するための調査を実施したが、令和5年度はプランクトン密度の暫定基準値を上回ることがなかったため、貝毒検査は実施していない。</p> <p>〈検査実施状況〉</p> <p>実施なし</p>
<p>【令和5年度取組みの評価】</p> <p>(水産課)</p> <p>毎年、貝毒原因プランクトンの出現動向に合わせてプランクトン出現地域の二枚貝の毒量を検査し、検査結果が規制値(4.0MU/g)を上回った場合は、流通の自主規制を指導している。規制の解除に当たっては、同検査により3回連続で規制値を下回ったことを確認することにより、宇和海における二枚貝類の安全性を確保している。</p> <p>今後も貝毒原因プランクトン調査及び貝毒検査を実施することにより、二枚貝の安全性を確保する。</p>

基本施策Ⅰ	生産から消費に至る食の安全安心の確保
Ⅰ－①	生産ステージ
施策の方向3	安全な水産物の提供の推進
具体的な取組み	<p>(15) 養殖ヒラメに係る新種クドアの防疫体制の推進</p> <p>食中毒の原因とされる新種クドアの県内ヒラメ養殖場への侵入及び新種クドアが寄生した養殖ヒラメの流通を未然に防止するため、「愛媛県クドア食中毒防止対策ガイドライン」に基づき、新種クドアの検査対応や、確認された場合の出荷自粛等を指導するほか、まん延防止や被害軽減に資する知見を収集し、関係者への情報提供に努めます。</p>
①概要	<p>「愛媛県クドア食中毒防止対策ガイドライン」に基づき、水産研究センターが県内のヒラメを検査するとともに、被害の軽減に資する新たな技術の開発を行っており、今後も引き続き実施する。</p>
②推進指標	—
③用語解説	<p>《新種クドア》正式名称は<i>Kudoa septempunctata</i>(クドア・セプテンpunkタータ)。魚類に寄生する寄生虫の一種として、近年新たに発見された。ヒラメへの寄生が確認されており、寄生したヒラメを生食することで一定量のクドアが摂取されると、一過性の食中毒を引き起こすことが知られている。クドアを肉眼で確認することはできないが、熱等には弱く、一定条件下での加熱や冷凍により食中毒を防止することができる。</p>

<p>【令和5年度事業実施状況】</p> <p>●養殖ヒラメの食中毒原因寄生虫検査(水産課)</p> <p>ヒラメに寄生し食中毒の原因となる<i>Kudoa septempunctata</i>保有状況を遺伝子検査(PCR法)により検査を行った。</p> <p>○ヒラメのクドア検査</p> <table border="0"> <tr> <td>・水産研究センター</td> <td>魚類検査室</td> <td>15件</td> </tr> <tr> <td>・栽培資源研究所</td> <td></td> <td>9件</td> </tr> </table>	・水産研究センター	魚類検査室	15件	・栽培資源研究所		9件
・水産研究センター	魚類検査室	15件				
・栽培資源研究所		9件				
<p>【令和5年度取組みの評価】</p> <p>(水産課)</p> <p>養殖用ヒラメ種苗(392尾)、養殖ヒラメ(158尾)及び天然ヒラメ(56尾)についてクドアの保有状況を検査した結果、養殖ヒラメからクドアが検出されたため、愛媛県クドア食中毒防止対策ガイドラインに基づき、該当する養殖業者に対して必要な措置を指導した。</p>						

基本施策 I	生産から消費に至る食の安全安心の確保
I-②	製造・加工・販売ステージ
施策の方向4	食中毒防止対策の推進

具体的な取組み

(16) 食品衛生監視機動班等による監視指導の徹底
愛媛県食品衛生監視指導計画を毎年度策定し、食品衛生監視機動班等による食品関係施設への監視指導を計画的に実施します。また、必要に応じ、関係部局合同での立入調査を行います。
学校給食、病院、事業所食堂などの大規模調理施設等に対しては、「大量調理施設衛生管理マニュアル」や「学校給食衛生管理基準」等に基づき、衛生管理の徹底を図るよう指導の強化に努めます。

①概要

保健所において、愛媛県食品衛生監視指導計画に基づき、食品衛生監視員が県内の食品関連施設へ定期的に立入り、監視指導を実施する。また、他法令にも関わる案件については、当該部局と合同で施設へ立入り、指導を行う。
大規模調理施設への監視指導については、食品衛生法のほか、厚生労働省から示されている「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づき、学校給食については文部科学省から示されている「学校給食衛生管理基準」に基づき実施する。

②推進指標

【愛媛県食品衛生監視指導計画に基づく施設監視達成率】(松山市保健所分を除く。)
監視率の維持により監視活動状況の指標となる(計画で年間監視予定施設数を設定しており、これを超えることが目標となる:年間監視予定施設数は、県内施設数に応じ毎年変化するため、指標はパーセントでの記載としている)。

年度	(R2)	(R3)	R4	R5	R6	R7	R8
目標	—	100%	—	—	—	—	100%
実績	123.2% 13,715 件 (監視件数)	108.5% 11,176 件 (監視件数)	99.8% 9,399 件 (監視件数)	111.1% 9,762 件 (監視件数)			

③用語解説

《食品衛生法》 飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって国民の健康の保護を図ることを目的とする法律(昭和22年制定)。一般的に言う飲食物のほか、飲食物等に直接接する器具、容器包装やおもちゃ、洗浄剤等も対象とし、食品等の規格基準、検査制度、営業許可等についても規定している。

《食品衛生監視機動班》 食品衛生法に基づく食品等の収去、検査並びに食品関係施設の監視、指導等を行い、もって食品衛生上の危害の発生を防止し、県民の食品衛生の向上を図ることを目的として、昭和51年に設置。西条、今治、中予、八幡浜、宇和島の各保健所に機動班を設置している。

《愛媛県食品衛生監視指導計画》 県では、食品衛生法第24条に基づき、国の食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針を基に、本県の実情に即応した愛媛県食品衛生監視指導計画を毎年度策定し実施している(策定にあたっては、パブリック・コメントを実施)。主な内容は、①重点的に監視指導を実施すべき項目、②食品等事業者に対する自主的な衛生管理の実施に係る指導、③隣接する都道府県等その他関係行政機関との連携の確保に関する事項など。

《食品衛生監視員》 食品衛生法に基づき、国や自治体職員のうち一定の資格を有する者が任命される。飲食に起因する衛生上の危害を防止するために食品衛生に関する監視指導等を行う。

《大量調理施設衛生管理マニュアル》 厚生労働省において平成9年に作成された、いわゆる大量調理施設(1回300食以上又は1日750食以上提供する調理施設)における食中毒の発生を防止するため、HACCPの概念に基づいた調理過程における重要管理事項(十分な加熱、二次汚染防止等)やこれらの点検・記録について示したもの。

《学校給食衛生管理基準》 学校給食法の規定に基づき、学校給食施設における衛生管理の徹底を図るための重要事項について示したもので、平成21年4月1日から施行された。

【令和5年度事業実施状況】

●食品衛生監視機動班等事業費(薬務衛生課)

- ・県内6保健所において地域全体の食品衛生水準の向上を目的とした一般監視を実施するとともに、四国中央保健所を除く5保健所に設置している食品衛生監視機動班を中心として広域的かつ専門的な重点監視を実施した。違反等を確認した際は、指導や始末書の徴収等の処分を行った。
- ・令和5年度監視件数(松山市保健所分を除く。):9,762件(監視達成率111.1%)、表示検査件数:7,418件、収去検査件数:1,204件、官能検査件数:2,240件。監視の結果、規格基準違反等により処分(始末書を含む。)した件数:21件
- ・食中毒事件や苦情食品等の原因調査を行うとともに、再発の防止を図った。また、集団食中毒防止月間、ふぐ中毒防止月間等に集中的に食中毒防止の啓蒙活動を実施した。
- ・学校給食、病院、事業所食堂等、大量調理施設へ食品衛生監視機動班による重点的な監視指導を実施した。
- ・令和5年度集団給食施設監視件数(松山市保健所分を除く。):185件

●病原性大腸菌O157検査費(健康増進課)

- ・学校給食施設従事者や食品関係従事者に対し検便検査を実施した。
- 検査実施件数(松山市保健所分を除く。):3,081件

●一般防疫対策費(健康増進課)

- ・学校給食施設従事者や食品関係従事者に対し赤痢菌等の検査を実施した。
- 検査実施件数(松山市保健所分を除く。):346件

●学校給食の衛生管理等に関する調査研究事業(保健体育課)

- ・学校給食施設1か所へ衛生管理に関する指導者を派遣し、状況調査を行うとともに改善指導を行った。

【令和5年度取組みの評価】

(薬務衛生課)

県内における、食品等の生産、製造、加工、輸入、流通、販売等の実態、食中毒等の発生状況、施設の食品衛生管理の状況等を踏まえて策定した令和5年度食品衛生監視指導計画に基づき、計画的に監視指導を実施した。その結果、令和5年度も監視施設数は十分目標を達成することができた。

大量調理施設については、事故が発生した場合、大規模食中毒につながるおそれがあることから、計画に基づき重点的に監視指導を実施し、食の安全安心の確保に努めた。

引き続き、実情に即応した監視指導を計画的に実施する。

(健康増進課)

学校給食施設従事者及び食品関係従事者に対し、検便検査を実施することにより、腸管出血性大腸菌感染症や細菌性赤痢等の患者、感染者の集団発生防止を図った。

(保健体育課)

学校給食施設に対し、「学校給食衛生管理基準」等の趣旨の徹底を図るとともに、衛生状態の改善を行うことができた。

基本施策Ⅰ	生産から消費に至る食の安全安心の確保
Ⅰ－②	製造・加工・販売ステージ
施策の方向4	食中毒防止対策の推進
具体的な取組み	(17) 食肉等取扱施設、と畜場等に対する監視指導 食肉等の生食については、生食用食肉(牛肉)の規格基準が制定される等、食中毒発症リスクが高いことから、牛、豚、鶏や野生鳥獣等を取り扱う食肉等取扱施設の監視指導を強化します。 と畜場及び食鳥処理場で処理される全ての牛、豚、鶏等の検査を確実に実施するとともに、食中毒菌等による食肉の汚染を防止するため、微生物モニタリング検査の実施に併せて、監視指導を強化します。なお、BSE対策については、関係法令等に基づき適正に実施します。特に、事業者に対し、月齢確認の徹底及び特定部位の除去や廃棄の徹底を指導します。
①概要	保健所において、愛媛県食品衛生監視指導計画に基づき、食品衛生監視員が県内の生食用食肉取扱施設に立入り、監視指導を実施する。 食肉衛生検査センター等において、と畜場及び食鳥処理場に搬入される牛等の検査、指導を適切に実施する。
②推進指標	—
②用語解説	《生食用食肉(牛肉)》 生食用として販売される牛の食肉(内臓を除く。)のことを言う。平成23年に発生した焼肉チェーン店での腸管出血性大腸菌による食中毒事件を受けて食品衛生法が改正され、肉表面の加熱殺菌が義務付けられる等、新たに生食用食肉(牛肉)の取扱いに関する加工・調理基準等が定められた(なお、県では、要領により生食用食肉の取扱施設の事前届出制度を導入している。) 《特定部位》 牛の「扁桃」及び「回腸遠位部」並びに「月齢が30ヶ月を超える牛の頭部(舌、頬肉及び皮を除く)、せき髄及び背根神経節を含むせき柱」のことを言い、食肉処理時における除去・焼却が法令上義務化されている。(BSE対策開始後10年を経て、最新の科学的知見に基づいた対策の見直しが行われ、取扱いが変更された。平成25年4月1日適用、平成27年3月27日新たに頭部の皮を特定部位から除外。)

【令和5年度事業実施状況】
●食品衛生監視機動班等事業費(薬務衛生課)
<ul style="list-style-type: none"> 食中毒菌等による食中毒対策として、食肉類を取り扱う飲食店等での食肉類の適切な加熱と衛生的な取扱状況を監視した。 牛の肝臓については平成24年7月1日から、豚の食肉については平成27年6月12日から、生食用としての提供・販売が禁止されていることから、遵守状況を監視するとともに、県民への周知に努めた。 生食用食肉(牛肉)を取り扱う施設に対しては、「愛媛県生食用食肉の加工等を行う者に関する取扱要領」に基づく適切な届出と、規格基準に基づく適切な加工・調理や、表示基準に基づく適切な表示の記載を指導した。 生食用食肉取扱施設(届出施設)数:6件(松山市2件を含む。令和6年3月末現在) 鶏肉等の生食の危険性について周知に努めた。 野生鳥獣肉については、平成29年2月に、捕獲者を含めた関係者に衛生面で配慮すべき事項を示した「愛媛県・松山市野生鳥獣肉衛生管理ガイドライン」を策定するとともに、県内の野生鳥獣肉処理業者を把握し、衛生指導を行うため、「愛媛県野生鳥獣肉処理業を営む者に関する衛生管理要領」を制定し、関係団体の講習会等において周知を図った。

●と畜検査費(薬務衛生課)

- ・県内のと畜場(1施設)に搬入される獣畜(牛、馬、豚、めん羊及び山羊)の全頭について、獣医師であると畜検査員により検査を実施するとともに、と畜場の管理者に対して衛生的な処理を行うための指導及び外部検証を行い、食肉の安全確保に努めた。
- ・牛海綿状脳症に関して、食肉の安全を確保するために、と畜場に搬入される24ヶ月齢以上の神経症状又は全身症状を呈する牛についてBSEスクリーニング検査を実施するとともに、特定部位の処理に関しても監視指導等を行い、確実に除去・廃棄を行っていることを確認した。

[令和5年度と畜検査頭数及び処分状況]

牛(こ牛、乳用こ牛含む) 2,782頭、豚 172,539頭 計 175,321頭

全部廃棄 662頭、一部廃棄 129,193頭 処分率 74.1%

[令和5年度牛海綿状脳症検査状況]

検査頭数 3頭 (検査の対象となった牛の割合は 0.1%、陽性件数 0件)

[令和5年度外部検証実施状況]

牛(枝肉):延べ 165検体、豚(枝肉):延べ 165検体

●食鳥検査費(薬務衛生課)

- ・大規模食鳥処理場(年間処理羽数30万羽を超える施設、1施設)に搬入される食鳥(鶏、あひる、七面鳥)の全羽について、獣医師である食鳥検査員により検査を実施するとともに、食鳥処理業者に対して衛生的な処理を行うための指導及び外部検証を行い、食鳥の安全性確保に努めた。
- ・認定小規模食鳥処理施設(年間処理羽数30万羽以下の施設、10施設)については、適正な食鳥処理に関する技術的指導・助言及び微生物モニタリング検査を行った。

[令和5年度食鳥検査羽数及び処分状況](松山市保健所分を除く。)

検査羽数 513,837羽 全部廃棄 9,813羽、一部廃棄 9,685羽 処分率 1.9%

[令和5年度微生物モニタリング検査実施状況(認定小規模)] 延べ 30検体

【令和5年度取組みの評価】

(薬務衛生課)

令和5年度、県内では牛肉の生食による食中毒事件の発生はなく、また、豚肉の生食用としての提供もみられなかったことから、監視指導の徹底による効果と考えている。一方で、カンピロバクターによる食中毒事件が後を絶たないため、平成29年3月末に発出された通知に基づき、食鳥処理施設に対し適切に加熱調理を行う旨の表示を行うこと、調理提供施設に対し十分に加熱調理を行うよう指導を行うとともに、消費者にもリスクの周知に努めた。また、野生鳥獣肉についても、処理業者の把握に努めるとともに、研修会の開催により衛生指導を行った。

獣畜及び食鳥の検査等を適切に実施し、食用に不適な食肉及び食鳥肉を排除することによって、安全確保に努めるとともに、微生物モニタリング検査及び外部検証の結果等に基づき、事業者に対して衛生的取扱い等について適切に指導を行った。

また、BSE検査については、平成29年度から健康牛の検査が廃止され、24ヶ月齢以上の神経症状又は全身症状を呈する牛のみに変更となったことから、牛の月齢確認を厳格に行い、対象牛の検査を確実にを行うとともに、特定部位の除去等の監視・指導を適切に実施した。

今後も、と畜、食鳥検査、微生物モニタリング検査に基づく衛生指導やBSE検査、更には高度検査機器の整備等により、総合的な食肉・食鳥肉の安全対策を図り、県内で処理される食肉及び食鳥肉に起因するリスクをより一層低下させるよう努める。

基本施策Ⅰ	生産から消費に至る食の安全安心の確保
Ⅰ－②	製造・加工・販売ステージ
施策の方向4	食中毒防止対策の推進

具体的な取組み

(18) 収去検査の計画的な実施等

食品、使用添加物、農産物の残留農薬、遺伝子組換え食品等の収去検査を計画的に実施するとともに、食品検査を円滑に実施するため、検査機器の充実強化に努めます。

①概要

収去検査にあたっては、毎年度「食品等収去検査実施要領」により対象食品や検査項目を設定し、計画的に実施するとともに、保健所や衛生環境研究所の検査機器について適宜更新等を行う。

②推進指標

【食品等の収去検査による規格基準違反率】(松山市保健所分を除く。)

違反率の減少により監視活動効果の指標となる。

年度	(R2)	(R3)	R4	R5	R6	R7	R8
目標	—	0.10%以下	—	—	—	—	0.10%以下
実績	0.46%	0.48%	0.32%	0.17%			

③用語解説

《収去検査》 県は、食品衛生法第28条及び食品表示法第8条に基づき、販売等されている食品等
を無償で引き取り、同法に基づく規格基準等への適合状況について検査を行うことができる。

《残留農薬》 農薬の使用に起因して食品に含まれる特定の物質のこと。農薬が残留した食品を摂取することにより、人の健康を損なうことがないように、食品衛生法に基づき、全ての農薬について残留基準(いわゆる一律基準を含む。)が設定され、これを超えるような農薬が残留している農産物等は販売禁止等の措置が取られる(ポジティブリスト制度)。

《遺伝子組換え食品》 遺伝子組換えとは、細菌などの遺伝子の一部を切り取って、その構成要素の並び方を変えて元の生物の遺伝子に戻したり、別の種類の生物の遺伝子に組み入れたりする技術。例えば、細菌の持つ除草剤の成分を分解する性質を発現させる遺伝子を、植物の遺伝子に挿入することで、除草剤に強い作物を作り出すことができる。

《規格基準》 食品衛生法に規定されている、食品毎の成分規格(食品に含まれる添加物や微生物の基準)、製造・加工基準及び保存基準等のこと。

【令和5年度事業実施状況】

●食品衛生監視機動班等事業費(薬務衛生課)

●食品等検査費(薬務衛生課)

・食品衛生法及び食品表示法に基づき、食品、使用添加物、農産物の残留農薬、遺伝子組換え食品等の収去検査を実施した。

・令和5年度収去検査件数(松山市保健所分を除く。):1,204件、うち違反件数:2件(添加物使用基準違反2件)。違反に対しては、保健所から関係自治体への情報提供や改善指導、始末書の徴収等を行った。なお、当該違反による健康被害は確認されていない。

【令和5年度取組みの評価】

(薬務衛生課)

食品の季節的な需給動向等を勘案した年間計画により製造所や販売店から重点食品を収去し検査した結果、令和5年度の収去検査による基準違反率は、前年度より0.15ポイント低い0.17%であった。

引き続き計画的に実施し、不良、違反食品等の市場流通の未然防止及び排除に努める。

基本施策Ⅰ	生産から消費に至る食の安全安心の確保
Ⅰ－②	製造・加工・販売ステージ
施策の方向4	食中毒防止対策の推進
具体的な取組み	
(19)流通食品の放射性物質検査等の実施 食品関連事業者等からの「委託検査」のほか、消費者からの「相談検査」を実施することにより、食品衛生法に基づく放射性物質の基準値を超過した食品の流通防止に努めます。	
① 概要	衛生環境研究所にγ線簡易測定器及び精密分析用ゲルマニウム半導体検出器を配備し、「委託検査」、「相談検査」を実施する。
② 推進指標	—
③ 用語解説	《放射性物質》放射線を出す能力をもった物質をいう。 《放射性物質の基準値》食品中に含まれる放射性セシウム(放射性物質の一種)の基準値。福島第一原子力発電所事故に伴い、食の安全安心を確保するため、新たな基準値として食品衛生法で定められた。基準値は、4つの食品区分ごとに設定されており、一般食品100ベクレル/kg、乳児用食品50ベクレル/kg、牛乳50ベクレル/kg、飲料水10ベクレル/kg。

【令和5年度事業実施状況】
●食品等検査費(薬務衛生課)
●衛生試験検査事業費(薬務衛生課)
・食品衛生法に基づき、県内流通食品をスーパー等から収去し、γ線簡易測定器及び精密分析用ゲルマニウム半導体検出器を活用した収去検査を実施していたが、令和4年度から、過去10年間の検出例がなく、国や関連自治体等における検査体制が確立していることから、収去検査は実施していない。
・衛生環境研究所において、食品関連事業者から分析依頼のあった食品について、精密分析用ゲルマニウム半導体検出器を活用した「委託検査」を有料で実施した。
・各保健所の「食の安全・安心総合相談窓口」において、消費者から相談があった食品について、γ線簡易測定器を活用した「相談検査」を無料で実施する体制を整えている。
[令和5年度放射性物質検査実績]
委託検査 検査件数:111件(結果は、すべて検出限界値未満)
検査内訳:一般食品111件
相談検査 検査件数:0件

【令和5年度取組みの評価】
(薬務衛生課)
平成23年3月の福島第一原子力発電所事故の発生を受け、放射性物質検査機器を活用し、県民からの相談対応や出荷制限食品等の流通監視に努めた。

基本施策Ⅰ	生産から消費に至る食の安全安心の確保
Ⅰ－②	製造・加工・販売ステージ
施策の方向5	HACCPに沿った衛生管理の適正な実施の推進 ★

具体的な取組み

(20) HACCPに沿った衛生管理の周知啓発

講習会等において、食品営業者や食品衛生責任者へ食品衛生に関する最新知識や自主衛生管理に必要な事項を周知するとともに、食品衛生推進員を通じ、食品営業者へ自主衛生管理に関する啓発を図ります。

①概要

保健所で実施する事業者を対象とした講習会や監視指導において、自主衛生管理(特に手順書の作成や記録の作成保管など)に関する周知啓発を行う。

また、県が委嘱している食品衛生推進員が、食品関連施設に出向き、営業者等へ自主衛生管理に関する助言等を行う。

②推進指標

【食品衛生責任者実務講習会受講率】(松山市保健所分を除く。)

受講率の増加により周知啓発活動の指標となる。

年度	(R2)	(R3)	R4	R5	R6	R7	R8
目標	—	100%	—	—	—	—	100%
実績	84.6%	76.1%	88.2%	87.9%			

【事業者向け出前講座実施件数】(松山市保健所分を除く。)

件数増により周知啓発活動の指標となる。

年度	(R2)	(R3)	R4	R5	R6	R7	R8
目標	—	80件以上	—	—	—	—	80件以上
実績	24件	26件	17件	44件			

②用語解説

《食品衛生責任者》食品衛生法に基づく営業許可及び届出対象となるすべての施設又はその部門ごとに、食品等を取り扱う者のうちから食品衛生責任者を1名以上置く必要がある。責任者は、保健所長が指示する講習会を定期的に受講し、常に食品衛生に関する最新の知識及び技術の習得に努めるなど、施設の衛生管理向上に向けた業務を行う。

《食品衛生推進員》県では、平成13年4月より、食品衛生法第67条に基づき、食品等事業者の食品衛生向上に関する自主的活動を促進するため、社会的信望があり、かつ、食品衛生の向上に熱意と識見がある人の中から121名に、2年の任期で食品衛生推進員として委嘱している。推進員は、営業施設の衛生管理の方法その他の食品衛生に関する事項につき、都道府県等の施策に協力して、食品等事業者からの相談に応じ、助言その他の活動を行う。

【令和5年度事業実施状況】

●食品衛生監視機動班等事業費(薬務衛生課)

・保健所が開催又は事業者等の要望に応じて講師を派遣した講習会において、食品衛生に関する最新知識や自主衛生管理に必要な事項の周知啓発を行った。

令和5年度事業者向け出前講座 実施件数:44件、参加者数:1,285名(松山市保健所分を除く。)

・食品関係施設への監視指導時に、自主衛生管理に関する啓発を行った。

●食の安全・安心推進事業費(薬務衛生課)

・食の安全・安心県民講座を開催し、周知啓発を図った。(5回、203名)

●食品営業自主管理強化事業費(薬務衛生課)

・食品衛生責任者講習会事業(松山市保健所分を除く。)

県民に対する食品の安全性を確保するため、食品衛生法施行条例の規定による食品衛生責任者を対象とした講習会を実施した。

実施回数:65回、総受講者数:2,836名

・食品衛生推進員事業(松山市保健所分を除く。)

食品衛生推進員を通じて営業者等への周知啓発、助言等を実施した。

食品衛生推進員巡回施設数:12,979件

【令和5年度取組みの評価】

(薬務衛生課)

令和5年度の実務講習会受講率は87.9%と、前年度からやや減少した。事業者向け出前講座については、新型コロナウイルス感染症対策を講じつつ実施件数を増やして開催した結果、参加者数は前年を2倍以上上回る実績となった。

また、令和5年度は食中毒、異物混入、アレルギー管理に関連する内容をテーマに食の安全・安心県民講座を開催し、県民や事業者に対し、HACCP導入の有効性や必要性について周知啓発することができた。

食品衛生推進員の巡回施設数は12,979件となり、食品関連事業者の自主衛生管理に対する意識の高揚に寄与することができた。

今後も、各種講習会における周知、監視指導時の助言、食品衛生推進員を通じた活動により、自主衛生管理に関する周知啓発を行う。

基本施策Ⅰ	生産から消費に至る食の安全安心の確保
I-②	製造・加工・販売ステージ
施策の方向5	HACCPに沿った衛生管理の適正な実施の推進 ★
具体的な取組み	<p>(21) HACCPに沿った衛生管理の適正な実施の支援</p> <p>食品等事業者団体が作成した業種別手引書等を活用し、食品衛生法等の改正により、原則、すべての食品関連事業者に求められることとなったHACCPに沿った衛生管理に食品関連事業者が取り組めるよう支援します。</p> <p>①概要</p> <p>保健所において、食品衛生監視員が県内の食品関連施設へ定期的に立入し、監視指導を実施する。</p> <p>②推進指標</p> <p>—</p> <p>③用語解説</p> <p>《HACCP(Hazard Analysis and Critical Control Point)》食品の衛生管理手法の一つ。危害分析重要管理点方式ともいう。HACCPは、製造における重要な工程を連続的に監視することによって、ひとつひとつの製品の安全性を保証しようとする衛生管理法であり、危害分析、CCP(重要管理点)、CL(管理基準)、モニタリング、改善措置、検証、記録の7原則から成り立っている。1993年に、FAO/WHO合同食品規格委員会(コーデックス委員会)が、HACCPの具体的な原則と手順(7原則12手順)を示し、食品の安全性をより高めるシステムとして国際的に推奨している。食品衛生法の改正により、原則、すべての食品等事業者はHACCPに沿った衛生管理が必要となった。</p>

<p>【令和5年度事業実施状況】</p> <p>●食の安全・安心推進事業費(薬務衛生課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・HACCPに沿った衛生管理の制度化についてホームページや研修会等において周知を図った。また、食品等事業者に対して業種別手引書等を用いて指導助言を行った。 <p>●食品営業自主管理強化事業費(薬務衛生課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県食品衛生協会に委託して、HACCPに関する研修会を実施した。 実施回数:112回、受講者数4,278名 <p>【令和5年度取組みの評価】</p> <p>(薬務衛生課)</p> <p>HACCPに沿った衛生管理の制度化について周知に努めたほか、すべての食品等事業者が取り組めるよう指導助言を行った。引き続き、HACCPに沿った衛生管理の適正な実施を支援、推進を図る。</p>
--

基本施策 I	生産から消費に至る食の安全安心の確保
I-②	製造・加工・販売ステージ
施策の方向5	HACCPに沿った衛生管理の適正な実施の推進 ★
具体的な取組み	(22) 自主衛生管理推進事業の支援 愛媛県食品衛生協会が実施している自主衛生管理の推進に関する自主事業を支援します。

①概要

愛媛県食品衛生協会に対し、「食品営業自主管理強化事業」を委託し、協会の自主衛生管理推進事業を支援する。

②推進指標

【HACCP研修会受講者数】(松山市保健所分を含む。)

受講者数維持により周知啓発活動の指標となる。

年度	(R2)	(R3)	R4	R5	R6	R7	R8
目標	—	5,000人以上	—	—	—	—	5,000人以上
実績	4,162人	3,521人	5,579人	4,278人			

③用語解説

《食品衛生協会》 昭和22年の食品衛生法制定を機に、これに呼応して、食品関係のあらゆる業態の方達が相集い、同法の趣旨に添って行政に協力し、自主衛生管理を実施することを目的として、昭和23年11月1日に社団法人日本食品衛生協会(日食協)が設立された。また、日食協の下部組織である愛媛県食品衛生協会は、食品関係営業者が自主衛生管理を徹底し、消費者に対して安全で安心な食品を提供するために、昭和31年10月に発足した。

【令和5年度事業実施状況】

●食品営業自主管理強化事業費(薬務衛生課)

- ・県食品衛生協会に「愛媛県食品衛生推進員事業」、「消費者の一日食品衛生監視員事業」、「食品衛生責任者講習会事業」及び「自主衛生管理体制構築推進事業」を委託し、協会を通じて営業者の自主衛生管理を徹底させるとともに、消費者に対して食品衛生思想の普及啓蒙を図った。
- ・愛媛県食品衛生推進員事業(松山市保健所分を除く。)
食品衛生推進員が食品関連施設へ食中毒注意報発令や不良食品の回収情報等の周知及び施設への巡回指導を行ったほか、推進員に対する研修会を実施した。(7回、111名(実員))
- ・消費者の一日食品衛生監視員事業(松山市保健所分を除く。)
一般消費者が施設の巡回指導及び食品衛生についての意見交換を行い、営業者の改善意欲の促進を図るとともに消費者と営業者の意思疎通と食品衛生の正しい知識の普及を図った。(11回、151名、監視施設数:233件)
- ・食品衛生責任者講習会事業(松山市保健所分を除く。)
県民に対する食品の安全性を確保するため、食品衛生法の規定による食品衛生責任者を対象とした講習会を実施した。(65回、2,836名)
- ・自主衛生管理体制構築推進事業(松山市保健所分を含む。)
食品関連事業者及び食品衛生推進員等に対し、HACCPの概念に基づいた自主衛生管理手法に関する研修会を開催した。(食品関連事業者:96回 3,939名、食品衛生推進員:8回 145名、食品衛生指導員:8回 194名、合計:112回 4,278名)

【令和5年度取組みの評価】

(薬務衛生課)

食品営業施設における自主衛生管理体制の強化を目的に取り組んだ。一日食品衛生監視員事業では、消費者との意見交換等により事業者の意識向上が図られた。また、食品衛生推進員の活動も活発に行われた。今後も、事業者の自主衛生管理体制の強化を図るとともに、推進員の活動が保健所食品衛生監視員の業務の一部を補完できるものとなるよう当事業の支援を継続する。

基本施策 I	生産から消費に至る食の安全安心の確保
I-②	製造・加工・販売ステージ
施策の方向5	HACCPに沿った衛生管理の適正な実施の推進 ★
具体的な取組み	(23) 集団給食施設における自主衛生管理の促進 学校給食等集団給食施設に対し、床のドライシステム化及びドライ運用に関する啓発や、調理場内の汚染作業区域と非汚染作業区域の明確化に関する指導などを行い、自主衛生管理の促進を図ります。
①概要	集団給食施設における衛生管理の上で重要な床のドライ化、汚染度に応じた作業場内の区画及び加熱温度等の記録管理などについて、食品衛生監視員が監視指導を行う。
②推進指標	—
③用語解説	《床のドライシステム化(ドライ運用)》 従来、給食施設等の調理室では、床面を水で流す方法が主流であったが、高温多湿の環境となり、従業員の健康上の問題や跳ね水等による二次汚染等の問題があった。ドライシステムは、給食室の床面を乾いた状態で使用するもので、細菌やカビの繁殖を抑えるとともに、床面からの跳ね水による二次汚染を防ぐなど、衛生管理面の向上や作業環境の改善が可能となる。

【令和5年度事業実施状況】
●食品衛生監視機動班等事業費(薬務衛生課) ・集団給食施設に対し、床のドライシステム化及びドライ運用に関する啓発や、調理場内における汚染作業区域と非汚染作業区域の明確化に関する指導、加熱温度等の記録管理などについて指導を行った。
【令和5年度取組みの評価】 (薬務衛生課) 監視指導の中で、集団給食施設における衛生管理の向上や作業環境の改善等、自主衛生管理の促進に努めた。 今後も、自主衛生管理体制の強化を図るための適切な指導・助言を行う。

基本施策 I	生産から消費に至る食の安全安心の確保
I-②	製造・加工・販売ステージ
施策の方向6	食品表示の適正化の推進
具体的な取組み	
(24) 食品表示制度に対応した体制の整備 県民や食品関連事業者にわかりやすい食品表示の運用を図るとともに、一元的かつ効率的な監視指導や食品表示に関する相談に対応できる体制づくりを進めます。	
①概要 食品表示に関する相談については、保健所に設置している「食の安全安心総合相談窓口」で総合的に対応するほか、農林水産部門で設置している「食品表示相談窓口」を引き続き設置して、連携して対応する。また、効率的な監視指導等の実施のための執行体制のあり方について検討する。 県消費生活センターに消費生活相談員を配置するとともに、県及び市町の消費生活相談窓口で相談等に従事する者に対して、他機関が実施する研修への参加を支援することで、相談対応能力の向上を図る。また、関係部局間の連携を強化し、消費者から寄せられた情報を指導等に結び付ける。	
②推進指標 —	
③用語解説 《食品表示法》食品を摂取する際の安全性及び一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会を確保するために、食品衛生法、JAS法及び健康増進法の食品表示について一元化して規定した法律。平成25年6月21日成立、6月28日公布、平成27年4月1日施行。	

【令和5年度事業実施状況】 (薬務衛生課) ・県民や食品関連事業者に分かりやすく、効率的な監視指導の実施のための執行体制のあり方について、関係課(食品表示法の本庁執行機関である薬務衛生課・健康増進課・農産園芸課、食品表示法の本庁執行機関である県民生活課)で検討を行った。 ●食の安全・安心推進事業費(薬務衛生課) ・食の安全・安心総合相談窓口寄せられた食品表示に関する苦情、相談に応じるとともに、必要に応じて事業者等へ指導等を行った。 食品表示に関する県民からの相談等件数(松山市保健所分を除く.):7件 ●食品衛生監視機動班等事業費(薬務衛生課) ・各保健所において、事業者からの相談に対応した。 事業者からの相談等件数(松山市保健所分を除く.):132件 ●消費者行政推進費(県民生活課) ●消費者行政活性化事業費(県民生活課) ・県消費生活センターに消費生活相談員を7名配置し、市町相談窓口と連携して県民の消費者相談に対応するとともに、消費者行政初任者への研修の実施や関係職員の国民生活センター等の研修受講の支援など、相談体制の強化に努めた。 令和5年度に県内消費生活相談窓口寄せられた食品に係る相談件数:596件 ●食品表示適正化推進事業費(農産園芸課) ・食品表示の適正化を推進するため、本庁及び各地方局(支局)に設置されている食品表示相談窓口において、一般消費者等からの食品表示に関する相談等に対応した。 相談等件数:363件 ●栄養指導業務推進事業費(健康増進課) ・各保健所において、事業者からの相談に対応した。 事業者からの相談対応回数(松山市保健所分を除く.):285件

【令和5年度取組みの評価】

(薬務衛生課)

関係課で連携して監視指導に対応することができた。

「食の安全・安心総合相談窓口」で、表示に関する苦情や相談に丁寧に対応し、品質事項や保健事項など他課所管事項についても関係部局と連携しながら対応することができた。

今後も、県の執行体制のあり方について、引き続き検討を行う。

(県民生活課)

市町相談窓口と県消費生活センターとの間に設置しているホットラインを通じて、県相談員が市町相談窓口を技術的に支援するなど、継続して連携強化に努めるとともに、引き続き市町との合同の研修実施などにより、相談体制を強化する。

(農産園芸課)

食品表示相談窓口への相談件数は、食品表示基準に関する相談が多数、寄せられ、令和5年度は363件の相談があった。今後も、適正な食品表示を推進するため、関係部局と連携して対応する。

(健康増進課)

栄養成分表示義務化の経過措置期間は終了し(令和2年3月31日まで)、相談対応回数は減少傾向にあるものの、依然として多い状況であり、今後も適正な食品表示(栄養成分表示)を推進するため、関係部局と連携して対応する。

基本施策 I	生産から消費に至る食の安全安心の確保
I-②	製造・加工・販売ステージ
施策の方向6	食品表示の適正化の推進
具体的な取組み	
(25) 食品表示基準の周知 食品関連事業者に対する食品表示に関する講習会の開催やパンフレットの配布等を通じて、最新の情報等について周知啓発を行います。	
①概要 (薬務衛生課) 事業者を対象とした表示講習会の開催や、事業者主催の研修会に出向いて表示について説明するなどにより、適正な食品表示の普及啓発を行う。 (県民生活課) 事業者向けの法令等の講習会や消費者向けの食品表示・安全に関する講習会を開催し、食品表示・安全に関する正しい知識を普及啓発する。 (健康増進課) 食品表示法の施行により義務化された栄養成分表示について、リーフレット等を作成し、食品関連事業者への周知を図る。 (農産園芸課) 食品関連事業者自らが主体的な取組みを行うことが重要であるため、業界団体及び食品事業者等を対象とした「適正な食品表示推進講習会」を開催し、食品表示に対する意識の高揚を図る。 また、各地方局産業振興課では、食品製造事業者や販売店舗等の社内研修等において、食品表示制度を説明するなどの啓発活動を行う。	
②推進指標 —	
③用語解説 —	

<p>【令和5年度事業実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●食の安全・安心推進事業費(薬務衛生課) <ul style="list-style-type: none"> ・国の通知やパンフレット等について、「えひめ食の安全・安心情報」ホームページにタイムリーに掲載し、周知を図った。 ●食品衛生監視機動班等事業費(薬務衛生課) <ul style="list-style-type: none"> ・各種講習会において、食品表示について説明した。 ●消費者行政推進費(県民生活課) <ul style="list-style-type: none"> ・消費者・事業者向けの「表示等に関するコンプライアンス講習会」を愛媛県武道館で実施した。また、当日参加できない申込者には資料送付を行った。(3回、270名) ●適正な栄養成分表示に関する周知(健康増進課) <ul style="list-style-type: none"> ・栄養成分表示に関するリーフレットを作成し、夏期一斉取締りや年末一斉取締りに併せて、リーフレットを用い周知活動を行った。 ●食品表示適正化推進事業費(農産園芸課) <ul style="list-style-type: none"> ・食品表示の適正化を推進するため、業界団体のリーダー等を対象とした「適正な食品表示推進講習会」を開催した(1回、88名)。また、各地方局農業振興課において食品関連事業者等に対し研修会を実施するとともに(10回、525人)、産直市の出荷者等に対し食品表示のポイントに関する冊子及び資料を配布し、周知を図った。 ・食品表示制度の周知のため、事業者向けパンフレットを作成した。 「押さえておきたい食品表示のポイント」(A4版全26ページ、4,000部)

【令和5年度取組みの評価】

(薬務衛生課)

食品表示は、飲食による健康被害発生防止のために重要な役割を果たしていることから、今後も関係部局と連携して事業者に対する周知を行い、食品表示の適正化を推進する。

(県民生活課)

食品表示法の施行(平成27年4月1日)や、景品表示法の改正(平成26年11月27日公布、平成28年4月1日施行)等により、事業者の表示に関する関心が高まる中、消費者・事業者向けの「表示等に関するコンプライアンス講習会」を愛媛県武道館で実施した。また、当日参加できない申込者には資料送付を行った。

今後とも関係機関と連携しながら、事業者の表示の適正化に向けた取組みを支援するとともに、一般消費者への食品表示・安全に関する正しい知識を普及啓発する必要がある。

(健康増進課)

栄養成分表示は、消費者の健康の増進に寄与するものであり、引き続き適正な表示に関する周知活動を行う必要がある。

(農産園芸課)

研修会等の参加者は表示に関する知識の習得に意欲的であり、今後も食品表示適正化のため、継続して開催する。

基本施策 I	生産から消費に至る食の安全安心の確保
I-②	製造・加工・販売ステージ
施策の方向6	食品表示の適正化の推進

具体的な取組み

(26) 効果的な監視指導の実施

関係法令に基づき、食品関連事業者への立ち入りや食品表示ウォッチャーによる小売店舗等における表示状況のモニタリングを行い、不適正な表示を行った事業者に対する改善指導を実施して、事業者自らの表示適正化への意識向上を図ります。

食品表示に関する知識を有する職員を育成するため、研修会を実施するとともに、国等が実施する表示関係講習会へ職員を積極的に派遣します。

愛媛県食品表示監視協議会において、不適正な食品表示に関する情報共有や意見交換を行い、関係機関の連携強化を図ります。

①概要

(薬務衛生課)

保健所の食品衛生監視員が施設監視指導業務の一環として、販売店等に立ち入り、表示を確認し、不適正なものについては改善指導を行う。県民や関係機関から提供される被疑情報については、所要の調査を行い、違反等が確認された場合は改善指導を行う。

(県民生活課)

各地方局で毎月実施している店頭表示調査や新聞折り込み広告のチェック等による職権探知や一般消費者等からの申告、関係機関から提供される景品表示法違反疑義情報に基づき調査を実施し、当該不適正表示を行った事業者に対し、改善指導を行う。

(健康増進課)

保健所の食品衛生監視員が夏期一斉取締り及び年末一斉取締りに併せて、販売店等に立ち入り、表示を確認し、不適正なものについては改善指導を行う。

(産業政策課)

計量検定所及び特定市において、販売店等に立ち入り内容量を計量し、不適正なものについては、改善指導を行う。

(農産園芸課)

○食品表示ウォッチャー

県が委嘱したウォッチャー(R6年5月末現在99名)が、毎月、小売店舗等で食品の表示状況をモニタリングし、問題がある表示が確認された場合には県が啓発・指導を行う。

○不適正表示を行った事業者に対する改善指導

表示内容の事実確認調査を実施し、その結果、食品表示法に基づく食品表示基準違反(品質事項)が確認された場合には、違反内容に応じて指示や文書指導等の措置を行う。

(農産園芸課)(薬務衛生課)(県民生活課)(健康増進課)

重大な案件で必要と認められた場合、愛媛県食品表示監視協議会において、構成機関に対し情報を提供する。また、同協議会以外でも、被疑情報を入手した場合には、関係機関に情報提供し、必要に応じて合同で調査等を行う。

②推進指標

【食品表示監視実施数】(松山市保健所分を除く。)

実施数の増加により監視活動充実の指標となる。

年度	(R2)	(R3)	R4	R5	R6	R7	R8
目標	—	15,000件以上	—	—	—	—	15,000件以上
実績	10,016件	9,176件	8,670件	7,418件			

【商品量目立入検査の立入事業所数】

食肉類・魚介類等日常消費される商品を製造及び販売する事業者に対する立入検査の実施状況の指標となる。

年度	(R2)	(R3)	R4	R5	R6	R7	R8
目標	—	43箇所	—	—	—	—	38箇所以上
実績	0箇所	23箇所	28箇所	41箇所			

【食品表示ウォッチャーからの報告に基づく不適切な表示の割合】

不適正表示率の減少によりウォッチャーによる監視活動の指標となる。

年度	(R2)	(R3)	R4	R5	R6	R7	R8
目標	—	0%	—	—	—	—	0%
実績	9.6%	20.5%	20.4%	20.9%			

③用語解説

《食品表示ウォッチャー》 食料品販売店において、日頃の買い物を通じて把握した食品表示の状況や、不適正と思われる食品表示について県に報告してもらう制度。

《愛媛県食品表示監視協議会》 関係機関との連携強化を図るとともに、不適正な食品表示を行っている事業者に対して迅速かつ適正に対応することを目的として、平成20年4月に設置(事務局:中国四国農政局愛媛県拠点)。県(県警、農産園芸課、県民生活課、薬務衛生課、消費生活センター、健康増進課)、松山市、独立行政法人農林水産消費安全技術センター神戸センター及び愛媛県拠点との間で、不適正な食品表示に関する情報共有や意見交換を行っている。

【令和5年度事業実施状況】

- 食品衛生監視機動班等事業費(薬務衛生課)
 - 食品等検査費(薬務衛生課)
 - ・施設への監視指導業務の一環として、販売店等に立ち入り、表示を確認し、不適正なものについて改善指導等を実施した。(食品表示監視実施数7,418件)
 - ・県民や関係機関から提供された被疑情報について、所要の調査を行い、不適正なものについて改善指導等を実施した。(調査件数60件)
 - ・国等が開催する研修会に職員を派遣した。
都道府県等食品表示担当者研修(オンライン)
中国四国地域食品表示行政担当者研修会(10月 中国四国地域食品表示監視連絡会議主催)2名
 - 消費者行政推進費(県民生活課)
 - 消費者行政活性化事業費(県民生活課)
 - ・不当景品類及び不当表示防止法に基づき、実際のものより著しく優良な表示等について調査を実施し、不適正表示を行った事業者に対し改善指導等を行った。(指導9件)
 - 食品衛生監視員による立入り等(薬務衛生課・健康増進課)
 - ・保健所の食品衛生監視員が夏期一斉取締り及び年末一斉取締りに併せて、販売店や道の駅などの産直市に立ち入り、表示を確認し、不適正なものについては改善指導を行った。
 - ・消費者庁主催の健康増進法に基づく監視指導に関する研修を職員が受講した。
 - 計量検定取締事業登録費(産業政策課)
 - ・適正な計量の実施を確保するため、食肉類・魚介類等日常消費される商品を製造及び販売する事業所へ立ち入り、内容量を計量し、不適正なものについて改善指導等を実施した。(計量特定市である松山市、新居浜市、今治市分を除く。)
- 実施時期:令和5年6月～令和6年3月
立入事業所数:41箇所(検査回数:5,245回)

●食品表示適正化推進事業費(農産園芸課)

・各地方局において、食品表示ウォッチャーに対し食品表示に関する研修を実施した。(計3回、64名)

・県食品表示ウォッチャーが、毎月、小売店舗等で食品の表示状況をモニタリングし、問題がある表示が確認された場合には県が啓発・指導を行った。

〔指摘件数・指導件数〕

指摘件数:230件

指導件数: 48件

・国等が開催する研修会に職員を派遣した。

都道府県等食品表示担当者研修(7月 消費者庁主催)1名

中国四国地域食品表示行政担当者研修会(10月 中国四国地域食品表示監視連絡会議主催) 1名

・食品表示関係法令等に係る相互理解を深め、連携の強化を図るため、愛媛県食品表示監視協議会で情報共有を行った。

開催回数:1回

【令和5年度取組みの評価】

(薬務衛生課)

販売店や製造所に対する監視指導の結果、不適正な表示を理由に始末書の徴収等を行った件数が、平成22年度の11件から、令和5年度は6件にまで減少し、一定の効果が現れている。一方で、表示誤りを理由とする自主回収の報告が後を絶たないことから、今後も表示の適正化に向けて監視指導を実施する。

(県民生活課)

県民等からの情報提供や県自らの調査等により、事業者に対して適切な表示を行うように指導を行っている。平成25年度は全国のホテル等で食材の虚偽表示が相次いだことなどから、不適正な表示等による行政指導は24件に上ったが、令和5年度には9件と減少している。

一般消費者の食品をはじめとする商品の表示に対する関心がますます高まる中、景品表示法が改正され、事業者自身のコンプライアンス体制の確立を求めるとともに、監視指導体制の強化の一環としてこれまで国のみであった行政処分の権限が都道府県にも付与されたほか、平成28年4月1日から「課徴金制度」が導入され、今後とも国、他県や関係機関等と連携を取りながら効率的・統一的な法執行に努める。

(健康増進課)

販売店や道の駅などの産直市に立ち入り、表示を確認し、不適正なものについては改善指導を行った。平成28年度から健康増進法の虚偽・誇大表示の禁止に係る権限が都道府県に移譲されており、今後更に適正な監視指導に努める。

(産業政策課)

令和5年度は主に中元期及び歳暮期の立入検査を実施し、不適正なものについて改善指導を行った。今後も県民の消費生活における量目の信頼を守るため、立入検査を継続して実施する。

(農産園芸課)

食品表示ウォッチャーからの報告に基づく不適正な表示の割合は20.9%であった。今後も、不適正表示が減少するよう、ウォッチャーによるモニタリング結果等により、不適正な表示が確認された場合には指導を行う。

(農産園芸課)(薬務衛生課)(県民生活課)(健康増進課)

監視協議会を中心に関係機関が連携し、今後も不適正な食品表示を行っている事業者に対して迅速かつ厳正に対応する。

基本施策 I	生産から消費に至る食の安全安心の確保
I - ②	製造・加工・販売ステージ
施策の方向6	食品表示の適正化の推進
具体的な取組み	(27) 安心感に配慮した表示の推進 表示義務の対象外である外食やばら売り食品等に対する県民の信頼性を確保するため、事業者の自主的なアレルギー物質や原産地表示等の取組みを支援します。
①概要	食品表示基準が適用されない食品に対する任意の表示を促進するため、説明会やパンフレットによる周知を行うとともに、監視指導時に助言等を行う。
②推進指標	—
③用語解説	—

<p>【令和5年度事業実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●食品衛生監視機動班等事業費(薬務衛生課) <ul style="list-style-type: none"> ・事業者対象の講習会等において表示について説明、助言したほか、監視指導の中で任意表示について助言するなど、事業者の自主的な情報提供の取組みについて意識向上を図った。 ●食品表示適正化推進事業費(農産園芸課) <ul style="list-style-type: none"> ・食品表示の適正化を推進するため、業界団体のリーダー等を対象とした「適正な食品表示推進講習会」を開催した(1回、88名)。また、各地方局において食品関連事業者等に対し研修会を実施するとともに(10回、525人)、産直市の出荷者等に対し食品表示のポイントに関する冊子及び資料を配布し、周知を図った。
<p>【令和5年度取組みの評価】</p> <p>(薬務衛生課) 食品表示は、消費者が食品を選択する際の重要な情報であることから、監視指導や講習会等で、適正な食品表示や適切な情報提供の重要性について周知した。食品に対する県民の信頼性を確保するため、任意表示の促進について引き続き指導・助言に努める。</p> <p>(農産園芸課) 研修会等の参加者は表示に関する知識の習得に意欲的であり、今後も食品表示適正化のため、継続して開催する。</p>

基本施策Ⅰ	生産から消費に至る食の安全安心の確保																														
Ⅰ－②	製造・加工・販売ステージ																														
施策の方向7	多様化する食の提供形態に対する衛生管理と感染症対策の推進 ★																														
具体的な取組み	<p>(28) 多様化する食の提供形態に対する衛生管理の支援</p> <p>子ども食堂等は営業許可を必要としないケースであっても、衛生管理に関するガイドライン等の情報提供、技術的な支援を行い、衛生管理を支援します。また、新型コロナウイルス感染症の流行等により、テイクアウトやデリバリー等の新たな提供形態を開始する事業者が増えている現状を踏まえ、これらの事業者に対して食品の提供する際の適切な衛生管理を行うための情報提供や指導を行います。</p>																														
①概要	<p>食品衛生法の営業許可の対象外となる事業主体等からの相談に対して衛生管理に関する情報提供や技術的な支援を行う。</p>																														
②推進指標	<p>【子ども食堂等の相談・支援対応件数】</p> <p>実施数増加により、支援活動の指標となる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>(R2)</th> <th>(R3)</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> <th>R8</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td></td> <td></td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>18件</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td></td> <td></td> <td>12件</td> <td>30件</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>							年度	(R2)	(R3)	R4	R5	R6	R7	R8	目標			—	—	—	—	18件	実績			12件	30件			
年度	(R2)	(R3)	R4	R5	R6	R7	R8																								
目標			—	—	—	—	18件																								
実績			12件	30件																											
③用語解説	—																														

<p>【令和5年度事業実施状況】</p> <p>●食品衛生監視機動班等事業費(薬務衛生課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・許可の要否は問わず子ども食堂についての相談・助言を行った(30件)。 ・テイクアウトやデリバリーなどを行う事業者に対して衛生管理に関する情報提供や指導を行った。
<p>【令和5年度取組みの評価】</p> <p>(薬務衛生課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども食堂は食品営業許可が不要な場合があるが、子どもや高齢者に対して食を提供していることが多いことを考えると食品の衛生管理は重要であり、引き続き指導・助言に努める。

基本施策 I	生産から消費に至る食の安全安心の確保
I-②	製造・加工・販売ステージ
施策の方向7	多様化する食の提供形態に対する衛生管理と感染症対策の推進 ★
具体的な取組み	(29) 許可・届出施設以外への技術支援や指導等の実施 営業許可や届出を必要としない食品を取り扱う事業主体等に対して衛生管理に必要な情報提供や指導、技術支援を行います。
①概要	営業許可や届出を必要としない食品を取り扱う事業主体等に対して衛生管理に必要な情報提供や指導、技術支援を行います。
②推進指標	—
③用語解説	—

<p>【令和5年度事業実施状況】</p> <p>●食品衛生監視機動班等事業費(薬務衛生課)</p> <p>・営業許可や届出を必要としない食品を取り扱う事業主体等に対して衛生管理等に関する助言を行った(30件)。</p>
<p>【令和5年度取組みの評価】</p> <p>(薬務衛生課)</p> <p>・許可や届出施設のみならず、食品の衛生管理が必要な事業主体等に対して助言等を行った。引き続き、許可や届出施設に限らず食品衛生に関する情報等について周知・助言に努める。</p>

基本施策Ⅰ	生産から消費に至る食の安全安心の確保
Ⅰー②	製造・加工・販売ステージ
施策の方向7	多様化する食の提供形態に対する衛生管理と感染症対策の推進 ★
具体的な取組み	(30) 食品等事業者における感染症対策の推進 新型コロナウイルスのみならず今後も起こり得る新たな感染症も含め、事業者の業務継続や県民の安全安心のために食品等事業者の感染症対策を推進します。
①概要	県民が安心して飲食店を利用できる環境を整えるため、感染予防に関する情報提供や支援、助言を行う。
②推進指標	—
③用語解説	—

<p>【令和5年度事業実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●食品衛生監視機動班等事業費(薬務衛生課) ・飲食店等からの相談に対して感染症対策も含めて助言等を行った。 ・新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類に移行された後も、手洗い等を含む基本的な感染症対策について、継続的な周知啓発を実施した。
<p>【令和5年度取組みの評価】</p> <p>(薬務衛生課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度は、新型コロナウイルス感染症の流行により自粛されていた各種イベント等が再開し、人流も回復傾向となる中、手洗いや手指消毒等の基本的な感染症予防対策が継続されるよう呼びかけを行った。手洗い等の感染症予防対策を習慣づけ継続することは、食中毒予防につながるため、引き続き感染症予防に関する情報提供や助言に努める。

基本施策Ⅰ	生産から消費に至る食の安全安心の確保
Ⅰ－③	消費ステージ
施策の方向8	食の安全安心に関する教育、食育、地産地消の推進

具体的な取組み

(31)食育の推進

「第3次愛媛県食育推進計画」に基づき、生涯食育社会を目指し、食育を県民運動として、「みんなで！楽しく！バランスよく！愛ある食卓 元気なえひめ」をスローガンに、実践・推進します。

小中学校等に栄養教諭の配置を促進し、児童生徒に対して、食に関する指導の充実を図るとともに、学校給食を生きた教材として活用するため、地場産物の利用促進に努めます。

①概要

(健康増進課)

県民が「食」に関する知識と「食」を選択する力を身に付け、健全な食生活が実践できるように、ホームページ等を活用して平成28年度に策定した県食育推進計画(第3次)を周知するとともに、食育月間、食育の日に合わせた啓発事業の開催や、市町における食育推進計画の策定支援等を行う。

(保健体育課)

本県では、平成18年度から各学校への栄養教諭の配置を進めており、栄養教諭指導員による新規採用栄養教諭等へのサポートに努めるとともに、児童生徒の食に関する様々な課題へ対応するため、「食に関する指導の手引(第二次改訂版、H31.3文部科学省策定)」等を踏まえ、食育に関する研修会や公開授業を実施するなど、学校における食育の推進に取り組んでいる。

②推進指標

【学校給食における地場産物の使用割合(食材数ベース)】

学校給食における地場産物の活用は、子どもが食材を通じて地域の自然や文化、産業等について理解を深め、関係者の努力や食への感謝の念をはぐくむとともに、郷土への愛着を深めるという教育的効果を有するため、学校における食に関する指導の充実の指標となる。

年度	(R2)	(R3)	R4	R5	R6	R7	R8
目標	—	40%以上	—	—	—	—	40%以上
実績	42.0%	45.0%	51.1%	53.5%			

④用語解説

《愛媛県食育推進計画》食育基本法が平成17年7月に施行され、県では、平成19年3月に第1次、平成24年3月に第2次、平成29年3月に食育推進計画を策定した。令和6年3月に、新しい生活様式やデジタル技術の発展など、食をめぐる状況の変化を踏まえ、様々な関係者が目標達成に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するため、第4次食育推進計画を策定している。

【令和5年度事業実施状況】

●県民健康づくり運動推進事業費(健康増進課)

・食育月間、食育の日等の機会をとらえて、県内企業や愛顔の健康づくり応援店等と連携し、朝食や野菜摂取に関する啓発を行った。

・「愛顔のE-IYO(えいよう)プロジェクト」推進の一環として、県の健康課題である「高血圧」予防対策のため、減塩推進のためのポータルサイトを作成した。

●栄養教諭の配置(保健体育課)

・94名(県内20市町及び一部の県立学校に配置、国立大附属を除く)

●栄養教諭指導員派遣(保健体育課)

・対象:新規採用栄養教諭

・指導員:退職栄養教諭・教員等

・指導回数:年間12回

●健康教育研修会

・教職員、PTA関係者等を対象に食育に関する研修会を開催

【令和5年度取組みの評価】

(健康増進課)

食育月間・食育の日等の機会を捉えて、マスメディア等とも連携し、広く県民に対し朝食や野菜摂取の重要性を啓発することができた。

また、減塩推進のためのポータルサイトの作成により効果的な情報発信・普及啓発が可能となったことから、市町及び関係団体等へ当該サイトの周知及び利用促進を行い、継続して減塩等の健全な食生活の実践に向けた推進を行う必要がある。

(保健体育課)

栄養教諭指導員が新規採用栄養教諭等へのサポートを行ったことにより、学校と調理場間の連携を円滑に進めることができ、食に関する全体計画及び年間指導計画に沿った、学校給食管理や食に関する指導(授業への参加等)を実施することができた。

また、健康教育研修会や栄養教諭の食に関する公開授業を実施したことで、県下の栄養教諭・学校栄養職員のみならず、小・中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の関係教職員、PTA関係者、各市町教育委員会担当者へも食育の必要性を広く周知することができた。

各市町の地場産物の活用状況については、各市町が、食材データベースの活用や生産者との積極的な情報交換を実施したことで、各市町とも地場産物の活用率が上昇し、県目標(40%以上)を4年連続で達成することができた。

基本施策Ⅰ	生産から消費に至る食の安全安心の確保
Ⅰ－③	消費ステージ
施策の方向8	食の安全安心に関する教育、食育、地産地消の推進

具体的な取組み

(32) 地産地消の推進

県産品のPR活動や食体験事業の実践、地産地消フェアの実施等により、安全で安心な県内産農林水産物の提供を積極的に推進し、地産地消の促進を図ります。

①概要

(食ブランドマーケティング課)

未来を担う若い世代を中心に地産地消を一層推進するため、学校給食への県産食材の活用に向けた仕組みづくりを推進するとともに、子どもたちが記憶に残る食体験事業の実践等を通じて、県産食材の魅力発信及び理解促進に努め、生産者と消費者の連携や安全で安心な地元産品の提供の場づくり等に取り組み、生産と消費の結びつけを推進する。

(漁政課)

食生活の多様化とともに水産物の消費量は年々減少しており、特に若年層の「魚離れ」をいかに食い止めるかは喫緊の課題となっている。このため水産県として様々な角度から県民に魚食普及を啓発し、県産水産物の消費拡大を目指す。

②推進指標

【「愛媛産には愛がある」使用許可申請数】

使用許可申請数の増加が安全で安心な県産農林水産物の魅力発信の指標となる。

年度	(R2)	(R3)	R4	R5	R6	R7	R8
目標	—	370件以上	—	—	—	—	340件以上
実績	299件	187件	248件	275件			

③用語解説

《愛媛産には愛がある》愛媛県産農林水産物の消費拡大・販売拡大を目的に平成14年2月に決定した愛媛の農林水産物統一キャッチフレーズ。

【令和5年度事業実施状況】

●地産地消活動促進事業費(食ブランドマーケティング課)

学校給食関係者や食材提供を担う生産・流通・販売の各関係者を対象とした研修会、県内の親子を対象とした収穫体験や料理教室を通じて、生産者と消費者の連携、安全で安心な県産農産物の提供の場づくりに取り組んだ。

県産農林水産物を紹介する普及啓発資材(クリアファイル)を作成し、学校給食を実施している県内の公立小学校を対象に配布。

また、地元テレビ局、各種媒体等により県産農産物や県産食材を活用したメニュー等の情報発信を行った。

●魚食推進事業費(漁政課)

県産水産物の消費拡大に向け、本県の水産業や魚介類、料理等の情報発信や普及啓発活動を積極的に展開した。

・魚食普及の地区イベント、ふれあい体験等

お魚ふれあい体験や親子料理教室、地元産ハモのPRや調理実演等を保育園や高校、公民館等で実施。さらに、済美高校の文化祭での地元産ハモを使った加工品の店頭販売も実施。

・栄養教諭等向けの魚食普及講習会

子供たちへの波及を念頭に栄養教諭等を対象とした魚食普及講習会を4回開催。愛媛の水産業や漁場環境、生産者による養殖の取り組みや思いについての講義のほか、マダイのさばき方や給食用メニューの調理実習を実施。講習会に栄養教諭等38名が参加。これまでの活動で実施したメニ

ューをまとめた「えひめのおさかな学校給食レシピ」を作成。

・水産王国えひめ応援団長「さかなクン」による情報発信

令和3年度に「水産王国えひめ応援団長」に就任いただいた、魚類学者でタレントの「さかなクン」を活用し、令和6年3月にエミフルMASAKIにおいて魚食普及イベントを実施し、県内外の500人以上の一般の方々県産水産物及び魚食普及に関する情報発信を行った。

・県公式HP及びInstagaram「水産王国えひめ」による情報発信

HPでは県産水産物の紹介やレシピ集の充実を図ったほか、Instagramでのインフルエンサーによるオンライン料理教室の実施やプレゼントキャンペーン等を実施し、県産水産物の認知度向上と利用促進を図った。

●漁村女性地域活性化支援事業費(漁政課)

漁村女性グループによる地域の水産物を利用したメニューの開発(レシピづくり)等の活動を総合的に支援・指導した。漁協女性部や大学生、高校生との商品開発を実施し、県内イベント等で販売した。

【令和5年度取組みの評価】

(食ブランドマーケティング課)

令和5年度は、学校給食等への県産農林水産物の導入促進に向けて、教育委員会との連携のもと学校給食関係者等に対する研修会をオンラインで行ったほか、食材データベースの更新や全国学校給食週間に合わせた啓発資材(クリアファイル)等による啓発を行った。

さらに、親子を対象とした県産農産物生産者や生産現場との交流、料理体験等を通じて、幼少期に県産農産物への親しみと理解を深める機会を創出した。

(漁政課)

令和5年度は保育園児や高校、大学、公民館での体験イベントや料理教室において、幅広い層に県内の漁業や魚介類のことを知って、見て、触って食べる体験を通じた魚食普及を図ることができた。また、栄養教諭等を対象とした魚食普及講習会は、本県水産業や環境、生産者の取り組み等をSDGsと関連させた講義やマダイ1尾のさばき等、貴重な知識と体験を子どもたちに伝えたいと好評で、今後子どもたちの本県水産業や魚介類への理解の促進と関心を高めることができるとともに、生産者への感謝の気持ちが醸成されるなど、学校給食を通じた子どもや家庭での魚食の普及啓発に繋がるものと期待できた。

県のHPやInstagram「水産王国えひめ」による情報発信やキャンペーンの実施のほか、応援団長のさかなクンを活用し、食に興味のある幅広い消費者に向け、県産水産物やその美味しさを発信できた。

今後も引き続き、一般消費者や子どもたち、さらには食に興味のある人たちなど幅広い層に向け、SNSをはじめ様々な媒体を通じて県産水産物や料理に関する情報を発信し、魚食の普及啓発と県産水産物の消費の拡大を図る。

基本施策Ⅰ	生産から消費に至る食の安全安心の確保																								
Ⅰ－③	消費ステージ																								
施策の方向8	食の安全安心に関する教育、食育、地産地消の推進																								
具体的な取組み	(33)えひめの食文化の普及推進 消費者や子供たちに、農業や食の大切さを学び、理解してもらうために、伝統食や行事食など愛媛の地域農産物を活用した食文化普及講座を開催します。																								
①概要	食の大切さとそれを支える農業について学び理解を深めるために、消費者や次代を担う子供たちを対象として、地域農産物に関する知識や栽培指導、地域伝統食や行事食等の加工指導を行う食文化普及講座を開催し、地域農産物の利用促進と食文化の普及・継承を図る。																								
②推進指標	【えひめ食文化普及講座開催回数】 講座回数の維持により、消費者や子供たちに対する食の安全安心や地域における食文化への理解促進の指標となる。																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>(R2)</th> <th>(R3)</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> <th>R8</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td>—</td> <td>50回以上</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>26回以上</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>36回</td> <td>36回</td> <td>39回</td> <td>47回</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	年度	(R2)	(R3)	R4	R5	R6	R7	R8	目標	—	50回以上	—	—	—	—	26回以上	実績	36回	36回	39回	47回			
年度	(R2)	(R3)	R4	R5	R6	R7	R8																		
目標	—	50回以上	—	—	—	—	26回以上																		
実績	36回	36回	39回	47回																					
③用語解説	—																								

【令和5年度事業実施状況】
●えひめ食農教育推進事業費(農産園芸課)
・食育基本法が施行され、消費者や次代を担う子供たちが食の大切さとそれを支える農業について学び、理解を深めるため、農作業や郷土料理づくりを通じて、食文化の普及・継承と地域特産農産物の利用促進を図った。
・えひめ食文化普及講座の開催結果
〔日程・参加者数〕
令和5年6月～令和6年2月 県内13地区 延べ47回 延べ1,362名参加
〔開催内容〕
・学童、一般消費者、地域住民等を対象にした地域の味や農村食文化の普及・伝承
・地域農産物を利用した郷土料理や加工品の紹介と普及
【令和5年度取組みの評価】
(農産園芸課)
学童を中心に一般消費者も含めて、地域特産品を利用した郷土料理づくりを通じて、食の大切さ及び食の原点である農業の意義を広く伝えることができた。

基本施策 I	生産から消費に至る食の安全安心の確保
I-③	消費ステージ
施策の方向8	食の安全安心に関する教育、食育、地産地消の推進
具体的な取組み	(34) 食物アレルギー対策の推進 学校関係者がアレルギー対応について学ぶ研修会を開催するなど、学校全体で食物アレルギー対策に取り組むための支援に努めます。
①概要	食物アレルギーを有する児童にも安全な給食を提供するために、学校給食における食物アレルギー対応指針を周知し、理解を図る。 アレルギー疾患の基本的な知識及び緊急時の対応の充実を図るため講習会を開催し、理解を図る。
②推進指標	—
③用語解説	《食物アレルギー》食物の摂取により生体に障害を引き起こす反応のうち、食物抗原に対する免疫学的反応によるものをいう。アレルギー体質を持っている人の場合、食物抗原の侵入に対して過敏な反応をし、じんま疹・湿疹等の皮膚症状、血圧低下、呼吸困難又は意識障害等、様々なアレルギー症状が引き起こされる。

【令和5年度事業実施状況】	<ul style="list-style-type: none"> ・新規採用栄養教諭・養護教諭研修における研修 ・県立学校栄養教諭・学校栄養職員研修会 ・愛媛県教育研究協議会栄養教員部及び養護教員部リーダー研修会 ・愛媛県高等学校教育研究会養護部会研修会 ・愛媛県学校保健会養護部会研修会 ・小中学校初任者研修 ・幼稚園等新規採用教員研修 ・高等学校保健会研修会 ・栄養教諭及び養護教諭キャリアアップ研修Ⅱ ・総合危機管理等研修会
【令和5年度取組みの評価】 (保健体育課)	<p>「学校給食における食物アレルギー対応指針(平成27年3月文部科学省通知)」について、様々な研修の機会を通じて周知することにより、アレルギー疾患の基本的知識や緊急時の対応等について普及啓発に努めた。</p> <p>引き続き、様々な機会を活用して、同指針に基づくアレルギー対応の徹底について、各市町や学校等へ働きかける。</p>

基本施策 I	生産から消費に至る食の安全安心の確保
I-③	消費ステージ
施策の方向9	食品等リコール報告制度、危害情報申出制度等の適正な運用

具体的な取組み

(35)食品等のリコール報告制度の周知及び指導等
 講習会等において制度について周知し、制度の普及を図ります。
 自主回収着手事業者に対し、回収対象食品等の撤去等作業を行う小売業者や卸売業者等(以下「自主回収協力事業者」という。)へ速やかな情報提供や協力依頼を行うなど、緊密な連携を図るよう指導するほか、自主回収協力事業者に対し、必要な助言等を行い、リコールの円滑な実施を支援します。また、国の食品衛生申請等システムを含めて適切に制度を運用することで速やかに県民や他の自治体への情報提供を行います。

①概要

えひめ食の安全・安心情報ホームページ等により、制度を広く周知する。
 食品関連事業者に対しては、着手事業者が行うべき事項(小売店等への情報提供や協力依頼、回収品の適切な保管等)について周知を図るほか、着手届提出時にも助言等を行う。また、着手事業者からの依頼を受け、実際に回収等作業を行う小売店舗等に対し、保健所から円滑な回収方法等に関する助言等を行う。

②推進指標

【リコール情報の提供件数】
 提供件数の増加により制度の浸透及び情報提供活動の指標となる。

年度	(R2)	(R3)	R4	R5	R6	R7	R8
目標	—	20件以上	—	—	—	—	20件以上
実績	10件	13件	13件	13件			

③用語解説

《食品等リコール報告制度》食品衛生法第58条第1項及び食品表示法第10条の2に基づき、食品関連事業者が県内において食品等の自主回収を行った際に知事に報告する制度。

【令和5年度事業実施状況】

●食の安全・安心推進事業費(薬務衛生課)

- 令和3年6月1日から食品衛生法に基づく報告となっており、新制度を適正に運用した。
- 令和5年度県内事業者による自主回収件数:13件(松山市を除く)
- 着手事業者に対しては管轄する保健所が着手報告書の記載方法や回収作業の円滑な実施について指導、助言等を行い、いずれも適切に回収が行われた。
 (回収製品) そうざい製品、菓子 等
 (主な回収理由) アレルゲンの記載もれ、賞味期限の誤表記 等

【令和5年度取組みの評価】
 (薬務衛生課)

ホームページや各種講習会等を活用して制度の周知、普及に努めた。
 着手事業者に対して必要な指導、助言を行うことにより、いずれも回収が適切に行われ、不良食品の流通防止に寄与することができた。
 推進指標である「提供件数」は、年度により変動はあるものの、近年は年間10件前後で推移しており、制度が浸透している。一方で、不良食品の流通という看過できない状況の顕在化でもあるため、今後も監視指導に努めていく。

基本施策 I	生産から消費に至る食の安全安心の確保
I-③	消費ステージ
施策の方向9	食品等リコール報告制度、危害情報申出制度等の適正な運用

具体的な取組み

(36) 危害情報申出制度等の周知及び迅速な対応
えひめ食の安全・安心情報ホームページ等により制度について周知し、制度の普及を図ります。
県民から申出のあった危害情報に対し、該当食品関係施設への速やかな立入調査や改善指導等を実施するとともに、申出者へ調査結果を迅速かつ丁寧に回答します。
申出内容が他の自治体の所管に属する場合には、速やかに所管自治体へ調査を依頼し、調査結果を申出者へ回答します。

①概要
県民に対し、えひめ食の安全・安心情報ホームページや講習会等で制度や相談窓口について広く周知し、申出しやすい環境を整備する。保健所は、申出内容に対し、速やかに対象施設の調査を行い、必要に応じ改善指導等を実施し、その結果を申出者へ回答する。なお、申出内容が他自治体に係るものである場合には、県庁を通じて当該自治体へ情報提供を行い、調査を依頼する。

②推進指標

【危害情報申出制度対応件数】
件数の維持により対応活動の指標となる。

年度	(R2)	(R3)	R4	R5	R6	R7	R8
目標	—	85件以上	—	—	—	—	135件
実績	92件	82件	132件	118件			

③用語解説
《危害情報申出制度》 県民が、人の健康に悪影響を及ぼすおそれのある食品について情報を入手したときに県へ申し出ることができる制度。申出を受けた県は、速やかに調査し、必要な措置等を行う。

【令和5年度事業実施状況】
●食の安全・安心推進事業費(薬務衛生課)
・平成21年10月に開始した「危害情報申出制度」について、えひめ食の安全・安心情報ホームページへ申出先等を掲載するなど、制度の円滑な運用を図った。
・危害情報の申出を受けた保健所において、該当食品関連施設等へ速やかに立入調査を行い、必要に応じて改善指導等を実施した。また、調査結果等について、申出者に対し説明を行った。
〔主な申出内容〕食品を原因とする体調不良の訴え(原因究明及び施設指導の依頼)
・令和5年度危害情報申出件数:118件(うち県保健所30件、松山市保健所88件)
※松山市管内における危害情報申出制度に係る事務は、松山市へ権限移譲を行っている。

【令和5年度取組みの評価】
(薬務衛生課)
ホームページや各種講習会等を活用して制度を周知し、申出しやすい環境整備に努めた。
申出を受けた保健所において、速やかな立入調査、改善指導及び申出者への丁寧な説明を行い、食の安全安心の確保及び食中毒未然防止につなげた。
推進指標である「対応件数」は、目標を下回る118件となっているが、申出に対して速やかに調査し、必要な措置等行っていることは評価できる。その一方で、不良食品の流通という看過できない状況であるため、今後も監視指導に努めていく。

基本施策Ⅰ	生産から消費に至る食の安全安心の確保																														
I-③	消費ステージ																														
施策の方向10	デジタル化の推進 ★																														
具体的な取組み	<p>(37) 食品衛生申請等システムや輸出証明書発給システムの利用促進</p> <p>食品衛生申請等システムによりオンラインで営業許可、営業届出、リコール報告等が行えるようになったことから、システムの利用を推進することで申請者の利便性の向上を図ります。</p> <p>また、愛媛県は衛生証明書の発行件数が全国で上位であり、年々増加していることから、国が進めている輸出証明書発給システムに参画し、事業者への迅速な輸出証明書の発給など利便性向上に努めます。</p>																														
①概要	<p>県民に対し、えひめ食の安全・安心情報ホームページや講習会等でオンラインによる申請等について広く周知し、申請などを行いやすい環境を整備する。</p>																														
②推進指標	<p>【オンライン申請割合】</p> <p>割合増加によりデジタル化の指標となる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>(R2)</th> <th>(R3)</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> <th>R8</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td></td> <td></td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td></td> <td></td> <td>41.6%</td> <td>33.4%</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>							年度	(R2)	(R3)	R4	R5	R6	R7	R8	目標			—	—	—	—	50%	実績			41.6%	33.4%			
年度	(R2)	(R3)	R4	R5	R6	R7	R8																								
目標			—	—	—	—	50%																								
実績			41.6%	33.4%																											
③用語解説	—																														

<p>【令和5年度事業実施状況】</p> <p>●食の安全・安心推進事業費(薬務衛生課)</p> <p>・県ホームページや講習会、保健所窓口などでオンラインによる申請等について周知を行った。</p>
<p>【令和5年度取組みの評価】</p> <p>(薬務衛生課)</p> <p>・オンラインによる手続きが可能なもののうち、実際にオンラインによって申請等された割合は33.4%であった。引き続きオンライン利用を推進していくため、システムの周知や申請が行いやすい環境整備に努める。</p>

基本施策Ⅰ	生産から消費に至る食の安全安心の確保																														
I-④	人材育成・基盤整備																														
施策の方向10	デジタル化の推進 ★																														
具体的な取組み	<p>(38) 監視指導等を行う人材や食品等事業者の衛生管理を担う人材の育成 食品関係施設の監視指導を行う食品衛生監視員や食品関係検査等を行う担当職員の技術等向上を図るため、担当者研修会を実施するとともに、国等が実施する講習会等へ職員を積極的に派遣します。また、HACCPに関する専門知識を有する担当職員を育成するため、国等で実施するHACCP関係研修会へ職員を積極的に派遣します。</p>																														
①概要	<p>経験の浅い食品衛生監視員を対象とした研修会を開催し、監視指導に必要な知識の習得を図るとともに、国が開催する食品安全行政講習会等へ職員を派遣し、食品衛生に関する最新かつ専門の知識の習得を図る。また、技術的な助言を行うための専門知識を持つ職員を養成するため、国や地方ブロックで開催しているHACCP関係講習会へ職員を派遣する。</p>																														
②推進指標	<p>【食品衛生監視員のHACCP関係有資格者率】 一定水準の有資格者割合を維持することにより、効果的な監視指導を実施することができる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>(R2)</th> <th>(R3)</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> <th>R8</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td>—</td> <td>75%以上</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>75%以上</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>62.7%</td> <td>63.1%</td> <td>66.7%</td> <td>68.5%</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>							年度	(R2)	(R3)	R4	R5	R6	R7	R8	目標	—	75%以上	—	—	—	—	75%以上	実績	62.7%	63.1%	66.7%	68.5%			
年度	(R2)	(R3)	R4	R5	R6	R7	R8																								
目標	—	75%以上	—	—	—	—	75%以上																								
実績	62.7%	63.1%	66.7%	68.5%																											
③用語解説	—																														

<p>【令和5年度事業実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●食の安全・安心推進事業費、食品衛生監視機動班等事業費、食品等検査費(薬務衛生課) ・食品衛生監視員の技術等向上のため、研修会に参加した。 四国4県食品衛生監視員研修会、 ・国等が実施する講習会等に職員を派遣した。 HACCP指導者養成研修、HACCP導入に関する研修(オンライン) 食品安全行政講習会、食品衛生検査施設信頼性確保部門責任者研修会 全国食品衛生監視員研修会 ・HACCPに基づく監視指導業務に係る研修や連絡会に職員を派遣した。 米国及びEU等向け輸出水産食品に係る指名食品衛生監視員養成講習会 2月(1日間) 3名派遣 令和5年度HACCPシステムに係る講習会 2月(3日間) 3名派遣 瀬戸内沿岸観光府県市食中毒防止対策会議、EU輸出水産食品取扱施設に係る関係機関連絡会議 <p>【令和5年度取組みの評価】 (薬務衛生課) 新型コロナウイルス感染症の影響により研修会等の開催が見送られることも多かったが、令和5年度は研修会等が再開されたため、職員を積極的に派遣した。また、国等の講習会をWebなどを活用し、職員が受講することにより、専門知識の習得と指導力の向上が図られ、的確な監視指導と自主衛生管理の推進につなげることができた。今後も人材育成に努める。</p>
--

基本施策Ⅰ	生産から消費に至る食の安全安心の確保
Ⅰ－④	人材育成・基盤整備
施策の方向11	安全を確保する基盤整備
具体的な取組み	
(39) 国、他都道府県、保健所設置市間の連携	
<p>国、他都道府県及び保健所設置市との定期的な情報交換を行うとともに、広域的な食中毒事件の発生や違反食品等の発見時には、関係自治体との緊密な連携のもと、迅速かつ的確に対応します。</p>	
①概要	
<p>国、他都道府県及び保健所設置市との情報交換のための各種協議会に職員を派遣し、定期的に意見交換を行う。</p> <p>広域的な食中毒事件の発生や違反・不良・苦情食品等に対して、関係自治体との緊密な連携のもと、迅速かつ的確に調査等の対応を行う。</p>	
②推進指標	
—	
③用語解説	
—	

<p>【令和5年度事業実施状況】</p> <p>●食品衛生監視機動班等事業費(薬務衛生課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国、他都道府県及び保健所設置市との情報交換会のための各種連絡協議会に職員を派遣し、情報収集に努めた。 ・広域的な食中毒事件や有症苦情に対して、関係自治体と緊密に連携して、迅速に調査を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ・他自治体(松山市を含む。)に調査依頼した件数 2件 ・他自治体(同上)から調査依頼があった件数 14件 ・広域的に流通している違反・不良・苦情食品について、関係自治体と緊密に連携して、迅速に調査を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ・他自治体(松山市を含む。)に調査依頼した件数 6件 ・他自治体(同上)から調査依頼があった件数 15件
<p>【令和5年度取組みの評価】</p> <p>(薬務衛生課)</p> <p>各種協議会に積極的に職員を派遣して意見交換を行うとともに、情報収集に努め、業務の円滑な遂行につなげることができた。</p> <p>また、広域的な食中毒事件や有症苦情、違反・不良・苦情食品に対しては、関係自治体と連携して、迅速かつ的確に調査を行い、被害の拡大に努めた。</p> <p>今後も、保健所設置市である松山市をはじめとして関係自治体と連携して対応する。</p>

基本施策Ⅰ	生産から消費に至る食の安全安心の確保							
Ⅰ－④	人材育成・基盤整備							
施策の方向11	安全を確保する基盤整備							
具体的な取組み	(40)衛生環境研究所等の機能充実・調査研究の推進 高度化する食品の生産技術や分析技術等に対応するため、食品の安全性、食品検査等に関する調査研究を推進します。							
①概要	食品の安全性や食品検査等に関する調査研究を行い、その研究結果について学会等で発表を行う。							
②推進指標	【食品衛生に関する研究発表の件数】 件数が技術等の向上につながる。							
	年度	(R2)	(R3)	R4	R5	R6	R7	R8
	目標			—	—	—	—	3件
	実績			3件	2件			
⑤用語解説	—							

【令和5年度事業実施状況】

- 食品等検査費(薬務衛生課)
- ・食品衛生に関する検査担当者の技術水準を確保し、検査等の精度を適正に保つため、厚生労働省通知に基づき、保健所及び衛生環境研究所の内部精度管理を実施するとともに、(一財)食品薬品安全センター秦野研究所に委託して、外部精度管理を実施した。

【令和5年度取組みの評価】

(薬務衛生課)

精度管理の実施により、検査担当者の技術水準を確保し、検査精度を適正に保つことができた。

基本施策Ⅰ	生産から消費に至る食の安全安心の確保
Ⅰ－④	人材育成・基盤整備
施策の方向11	安全を確保する基盤整備
具体的な取組み	(41) 食品衛生功労、自主衛生管理等推進事業者の表彰 自主衛生管理を積極的に推進するなど、食の安全安心の確保に貢献した個人又は団体を表彰することにより、食の安全安心の推進を図ります。
①概要	食品衛生功労者及び優良施設に対する知事表彰制度により、食の安全安心に功績のあった個人や施設を表彰する。
②推進指標	—
③用語解説	《食品衛生功労者及び優良施設に対する知事表彰》 食品衛生の向上のため、多年業務に精励しその功績が特に顕著と認められる功労者及び多年施設の衛生を確保し他の模範たる優良施設を表彰する制度

【令和5年度事業実施状況】 (薬務衛生課) ・食品衛生功労者及び食品衛生優良施設に対する知事表彰制度により、食の安全安心に関し功績のあった個人及び施設を表彰した。 [令和5年度知事表彰実績] 食品衛生功労者 10人 食品衛生優良施設 5施設
【令和5年度取組みの評価】 (薬務衛生課) 令和5年度も、知事表彰制度により食の安全安心に関し功績のあった個人及び施設を表彰して、関係者の食品衛生に関する意欲の向上に努め、自主衛生管理の推進を図った。

基本施策Ⅱ	グローバル化に対応した食の安全安心の確保
施策の方向12	グローバルスタンダードを踏まえた事業者の育成・支援
具体的な取組み	
(42)輸出を行う企業に対する指導等の実施 HACCPの概念に基づいた衛生管理体制や自主衛生基準の導入、自主検査の実施、記録の作成・保存等に関し、事業者に対して必要な助言等を行い、HACCP導入を推進します。	
①概要 国のHACCP制度(対米・対EU輸出水産食品加工施設等)の導入等、自主衛生管理の向上を検討している事業者からの相談に応じ、技術的な助言等を行う。 また、と畜場におけるHACCPの推進を目的として、HACCP導入・検証会議や、HACCP衛生講習会等を開催する。	
②推進指標 —	
③用語解説 《国のHACCP制度》 ・対米・対EU輸出水産食品加工施設:アメリカやEUへ水産食品を輸出する施設は、HACCPによる管理を行うことが条件となっており、これを認定する制度。	

【令和5年度事業実施状況】
<ul style="list-style-type: none"> ●食品衛生監視機動班等事業費(薬務衛生課) ・国のHACCP制度を導入している事業者が作成したHACCPプランの妥当性を判断し、必要な助言、現地指導を行うとともに、国と連携して監視を行った。 〔県内施設数(松山市保健所管内を除く。)] 対米輸出水産食品取扱認定施設 5施設 対EU輸出水産食品取扱認定施設 5施設 ・HACCPの導入を検討している食品製造施設からの相談に応じ、必要な助言を行った。 ●と畜検査費(薬務衛生課) ・平成29年度、対象と畜場がISO22000を取得したことから、引き続きHACCPに準拠した衛生対策を講じるよう確認・指導を行った。

【令和5年度取組みの評価】
(薬務衛生課) 国のHACCP制度を導入している施設に対し、国と連携して助言・指導を行い、事業者の自主衛生管理の推進に寄与した。 また、検討会や講習会の実施により、と畜場におけるHACCPの推進を図ることができた。 今後も監視指導を徹底するとともに、職員の指導力を高めて自主衛生管理に関する助言等を行い、事業者の自主衛生管理体制の構築を支援していく。

基本施策Ⅱ グローバル化に対応した食の安全安心の確保

施策の方向12 グローバルスタンダードを踏まえた事業者の育成・支援

具体的な取組み

(43) 輸出食品に対する検査、衛生証明の実施

県検査機関において輸出水産食品に係る事業者の自主検査を受託して実施するとともに、県保健所において衛生証明書を発行することにより、県内水産物の安全性確保はもとより、県内事業者が迅速に輸出できるよう支援します。

①概要

(薬務衛生課)

衛生環境研究所において、輸出水産食品の衛生証明書の発行要件となる自主検査を事業者から受託して実施する。

県保健所において、輸出水産食品に係る衛生証明書を、事業者からの求めに応じて発行する。

(漁政課)

水産研究センター及び栽培資源研究所において、輸出水産物に係る放射性物質検査証明書を、事業者からの求めに応じて発行する。

②推進指標

【輸出食品の自主検査受託件数】

件数増により支援活動の指標となる。

年度	(R2)	(R3)	R4	R5	R6	R7	R8
目標	—	80件以上	—	—	—	—	100件以上
実績	111件	121件	119件	111件			

【輸出食品に係る衛生証明書発行件数】

件数増により支援活動の指標となる。

年度	(R2)	(R3)	R4	R5	R6	R7	R8
目標	—	300件以上	—	—	—	—	770件以上
実績	908件	408件	731件	236件			

③用語解説

—

【令和5年度事業実施状況】

●衛生試験検査事業費(薬務衛生課)

・衛生環境研究所で、輸出食品に係る自主検査を事業者から受託して実施した。

〔令和5年度受託件数〕

韓国向け 111件

・衛生環境研究所で、輸出水産物に係る英文証明書(放射性物質検査証明書)を事業者の求めに応じて発行した。

〔令和5年度発行件数〕

韓国向け 998件

●食品衛生監視機動班等事業費(薬務衛生課)

・県保健所において、輸出水産食品に係る衛生証明書を、事業者からの求めに応じて発行した。

〔令和5年度発行件数〕

中国向け236件、EU向け0件 計236件

●愛育フィッシュ輸出拡大事業費(漁政課)

・水産研究センター及び栽培資源研究所において、輸出水産物に係る放射性物質検査証明書を事業者の求めに応じて発行した。

〔令和5年度発行件数〕

中国向け 38件

発行件数が減少した理由:ALPS処理水放出により、8月以降中国向けの水産物の輸出が全面停止となったため。

【令和5年度取組みの評価】

(薬務衛生課)

自主検査を受託するとともに、政府間協議により相手国から添付を求められている衛生証明書を速やかに発行することにより、県内事業者の負担軽減と、県内水産物の安全の確保、迅速な輸出促進に寄与することができた。

また、政府間協議に基づく証明書様式等の取り決めがない場合にあっても、事業者からの求めに応じて、保健所が衛生証明書の発行に柔軟に対応した。

今後も、関係部局と連携して、県内水産物の安全確保を図り、県内事業者が迅速に輸出できるよう協力していく。

(漁政課)

水産物の放射性物質検査を迅速に行うことにより、県産水産物の輸出規制に対処する事ができた。今後も、関係部局と連携して、県内水産物の輸出拡大に寄与するよう協力を行っていきたい。

基本施策Ⅱ	グローバル化に対応した食の安全安心の確保																								
施策の方向12	グローバルスタンダードを踏まえた事業者の育成・支援																								
具体的な取組み																									
(44) 輸出農産物に対する残留農薬検査の実施 輸出相手国の残留農薬基準に適合した農産物の輸出促進を図るため、必要に応じて県が残留農薬検査を実施します。																									
①概要 台湾へのかんきつ等の輸出促進に資するため、当該国の残留農薬基準に則した自主検査を実施する。																									
②推進指標 【輸出農産物の残留農薬検査件数】 検査件数の維持により、安全性の確認状況の指標となる。																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>(R2)</th> <th>(R3)</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> <th>R8</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td>—</td> <td>20件</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>20件</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>12件</td> <td>8件</td> <td>12件</td> <td>9件</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		年度	(R2)	(R3)	R4	R5	R6	R7	R8	目標	—	20件	—	—	—	—	20件	実績	12件	8件	12件	9件			
年度	(R2)	(R3)	R4	R5	R6	R7	R8																		
目標	—	20件	—	—	—	—	20件																		
実績	12件	8件	12件	9件																					
③用語解説 —																									

<p>【令和5年度事業実施状況】</p> <p>●農薬適正使用推進事業費(農産園芸課)</p> <p>・台湾の残留農薬基準に適合させるため、かんきつ等の輸出前に農林水産研究所において残留農薬の自主検査を行った。</p> <p>〔分析対象農産物・検査件数〕 温州みかん・4件、愛媛果試28号・1件、甘平・2件、不知火・1件、キウイフルーツ・1件</p>
<p>【令和5年度取組みの評価】</p> <p>(農産園芸課)</p> <p>自主検査の結果、国内の残留農薬基準及び輸出相手国の残留農薬基準に適合しない成分は検出されなかった。</p>

基本施策Ⅱ	グローバル化に対応した食の安全安心の確保
施策の方向12	グローバルスタンダードを踏まえた事業者の育成・支援
具体的な取組み	
(45) 県内産農水産物の放射性物質安全確認の検査 空間濃度を測定しているモニタリング地点で、基準を超える数値が検出された場合、県下各地において農林水産物の放射線量の検査を実施します。	

①概要

(農産園芸課)

空間濃度を測定しているモニタリング地点で、基準を超える数値が検出された場合、県下各地において農産物の放射線量の検査を実施し、安全性を確認する。

(水産課)

本県主要水産物について、愛媛県原子力センターにおける海産生物の放射能調査及びモニタリングポスト空間放射線量率の調査において、検査基準値を超えた場合に放射性物質の検査を実施し、安全性を確認する。

②推進指標

【県内産農産物の放射性物質安全確認検査件数】

安全確認検査実施要領で定める件数の実施により、安全性確認効果の指標となる。

年度	(R2)	(R3)	R4	R5	R6	R7	R8
目標	—	5件	—	—	—	—	5件
実績	0件	0件	0件	0件			

【県内産水産物の放射性物質安全確認検査件数】

安全確認のための検査要領で定める品目数等の実施により、安全性確認効果の指標となる。

年度	(R2)	(R3)	R4	R5	R6	R7	R8
目標	—	8件	—	—	—	—	8件
実績	0件	0件	0件	0件			

③用語解説

—

【令和5年度事業実施状況】

● 県産農林水産物放射性物質検査費

(農産園芸課)

モニタリング地点において検査基準値を超えなかったため、検査は実施していない。

(水産課)

検査基準値を超えなかったため、検査は実施していない。

【令和5年度取組みの評価】

(農産園芸課)

「県産農作物の放射性物質調査実施要領」に基づき、モニタリング地点における検査基準値を超えなかったことを確認した。今後も検査基準値を超えた場合には、放射性物質検査を実施することにより、県内農産物の安全性を確保する。

(水産課)

「異常時における県産水産物放射性物質検査要領」に基づき、放射性物質の検査基準値を超えなかったことを確認し、県産水産物の安全性を確保した。今後も検査基準値を超えた場合には、放射性物質検査を実施することにより、水産物の安全性を確保する。

基本施策Ⅱ	グローバル化に対応した食の安全安心の確保																														
施策の方向12	グローバルスタンダードを踏まえた事業者の育成・支援																														
具体的な取組み	<p>(46)グローバル化に対応した情報提供 外国語に対応した食の安全安心に関する情報についてホームページ等を作成し、在留外国人のみならず観光に訪れる外国人も含め広く情報提供します。</p>																														
①概要	<p>えひめ食の安全・安心情報ホームページ等に外国語に対応した衛生情報などを掲載し、情報提供を行う。</p>																														
②推進指標	<p>【外国語での衛生情報に関する情報提供件数】 安全確認検査実施要領で定める件数の実施により、安全性確認効果の指標となる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>(R2)</th> <th>(R3)</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> <th>R8</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td></td> <td></td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>10件</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td></td> <td></td> <td>0件</td> <td>0件</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>							年度	(R2)	(R3)	R4	R5	R6	R7	R8	目標			—	—	—	—	10件	実績			0件	0件			
年度	(R2)	(R3)	R4	R5	R6	R7	R8																								
目標			—	—	—	—	10件																								
実績			0件	0件																											
③用語解説	—																														

<p>【令和5年度事業実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 食の安全・安心事業費(薬務衛生課) ・他の自治体での掲載事例や食の安全安心に必要な情報収集を行った。
<p>【令和5年度取組みの評価】</p> <p>(薬務衛生課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要な情報を的確に伝えるため掲載情報について検討が必要であり、外国語に対応した衛生情報などを掲載は行えなかったが、今後は目標が達成できるよう掲載を行っていく。

基本施策Ⅱ	グローバル化に対応した食の安全安心の確保
施策の方向12	グローバルスタンダードを踏まえた事業者の育成・支援
具体的な取り組み	
(47) 多言語に対応したマニュアル等の整備の推進 衛生管理に関するマニュアル等を外国人従事者へ周知するため日本語だけではなく、外国語に対応したマニュアル等の充実を図るよう支援します。	
①概要 事業者に対して、すべての従事者が衛生管理について理解できるよう外国語に対応したマニュアルについて情報提供を行うなど環境整備を支援する。	
②推進指標 —	
③用語解説 —	

<p>【令和5年度事業実施状況】</p> <p>●(薬務衛生課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国語に対応したマニュアルの作成を支援するための資料を作成している。
<p>【令和5年度取組みの評価】</p> <p>(薬務衛生課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国語に対応したマニュアルの作成を支援するための資料を作成しているところであり、今後は必要な事業者に対して情報提供など支援を行っていきたい。

基本施策Ⅱ	グローバル化に対応した食の安全安心の確保																								
施策の方向13	輸入食品の安全確保の充実																								
具体的な取組み																									
<p>(48) 輸入食品の監視指導及び収去検査の実施</p> <p>県内に流通する輸入食品について、監視指導を行うとともに計画的に収去検査を実施します。また、輸入時対策を担当する国と日頃から情報共有に努めるとともに、検疫所における監視指導体制の強化等について要望します。</p>																									
<p>①概要</p> <p>県内に流通する輸入食品について、残留農薬、食品添加物、遺伝子組換え作物の混入等の収去検査を実施するとともに、適正な表示の記載状況を監視する。</p>																									
<p>②推進指標</p> <p>【輸入食品の収去検査実施検体数】 検体数維持により安全性確認状況の指標となる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>(R2)</th> <th>(R3)</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> <th>R8</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td>—</td> <td>125件以上</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>30件</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>29件</td> <td>29件</td> <td>36件</td> <td>32件</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		年度	(R2)	(R3)	R4	R5	R6	R7	R8	目標	—	125件以上	—	—	—	—	30件	実績	29件	29件	36件	32件			
年度	(R2)	(R3)	R4	R5	R6	R7	R8																		
目標	—	125件以上	—	—	—	—	30件																		
実績	29件	29件	36件	32件																					
<p>③用語解説</p> <p>—</p>																									

<p>【令和5年度事業実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●食品衛生監視機動班等事業費(薬務衛生課) ●食品等検査費(薬務衛生課) <p>・食品衛生法に基づき、県内に流通する輸入食品について、計画的に、残留農薬、食品添加物、遺伝子組換え作物の混入等の収去検査を実施した。 令和5年度輸入食品等収去検査件数:32件、うち違反件数0件</p>
<p>【令和5年度取組みの評価】</p> <p>(薬務衛生課)</p> <p>食品の季節的な需給動向等を勘案した年間計画により販売店から輸入食品を収去し、安全性を確認した結果、令和5年度は輸入食品の違反は確認されなかった。 今後も、これらの取組みを継続することにより、県内に流通する輸入食品の安全確保に努める。</p>

基本施策Ⅱ	グローバル化に対応した食の安全安心の確保							
施策の方向13	輸入食品の安全確保の充実							
具体的な取り組み	(49)輸入食品の検査体制の整備 県検査機関において、輸入食品に係る事業者の自主検査を受託して実施します。							
①概要	食品の安全性を確保し、食品等の貿易貨物の輸入促進を図るため、衛生環境研究所において、食品の検査体制を整備しており、輸入事業者の行うべき自主検査を委託試験として実施する。							
②推進指標	【輸入食品の自主検査受託件数】 検数維持により安全性確認状況の指標となる。							
	年度	(R2)	(R3)	R4	R5	R6	R7	R8
	目標	—	60件以上	—	—	—	—	60件以上
	実績	54件	39件	49件	28件			
③用語解説	—							

【令和5年度事業実施状況】
●輸入食品検査体制整備事業費(薬務衛生課)
・輸入食品に係る自主検査が円滑に行えるよう、衛生環境研究所において、輸入事業者の行うべき自主検査を検体採取を含めて受託して実施した。
〔輸入食品等検査受付状況〕
検査検体数:28件、検査項目数:58件
主な輸入国:インドネシア、中国、タイ、ベトナム
主な貨物:魚介乾製品、水産加工品、農畜産加工品

【令和5年度取組みの評価】
(薬務衛生課)
食品等を輸入する際の検査を行うことのできる民間の登録検査機関のない本県において、衛生環境研究所で検査体制を維持することにより、輸入事業者の利便性と食品の安全性を確保することができた。

基本施策Ⅲ	相互理解と協働による食の安全安心の確保
施策の方向14	情報提供の充実

具体的な取組み

(50) 食の安全安心に関する情報提供
 食を取り巻く環境の変化に応じて消費者ニーズに合った情報を迅速かつ正確に提供するため、食の安全安心総合ホームページ「えひめ食の安全・安心情報ホームページ」を運営します。
 県民へ食に関する情報を広く発信するため、食に関するトピックス等をお知らせするメールマガジン「えひめ食の安全安心メール」を発行します。
 愛媛県食品衛生監視指導計画に基づき実施している監視指導や収去検査等食品等の添加物、残留農薬、微生物等の検査結果をえひめ食の安全・安心情報ホームページ等で公表します。
 食品関連事業者から消費者等への積極的な情報提供をサポートするため、えひめ食の安全・安心情報ホームページから食品関連事業者の食の安全安心に関するホームページ(食の安全安心に関する取組み、自主回収情報のサイト等)へリンクする等のシステムづくりを行います。

①概要
 閲覧者が必要な情報を容易に入手できるよう「えひめ食の安全・安心情報ホームページ」で食の安全安心に関する様々な情報を広く発信する。メールマガジンの登録者を募り、食に関する情報(法改正最新情報、イベント案内等)をお知らせするメールマガジンを発行する。

②推進指標

【食の安全安心総合ホームページ閲覧件数】
 閲覧数の増加が県民への情報提供充実の指標となる。

年度	(R2)	(R3)	R4	R5	R6	R7	R8
目標	—	15,000件以上	—	—	—	—	15,000件以上
実績	11,718件	8,838件	7,964件	6,601件			

【メールマガジン登録者数(累積)】
 メールマガジン登録者数の増加が県民への情報提供充実の指標となる。

年度	(R2)	(R3)	R4	R5	R6	R7	R8
目標	—	1,000人以上	—	—	—	—	1,000人以上
実績	641人	628人	636人	601人			

③用語解説
 —

【令和5年度事業実施状況】
 ●食の安全・安心推進事業費(薬務衛生課)
 ・食の安全安心に関する様々な情報を提供する「えひめ食の安全・安心情報ホームページ」を運用した。
 ・緊急食品情報(自主回収報告、食中毒発生)や国からの注意喚起情報を迅速に掲載し、広く注意喚起を行った。
 ・食の安全安心に関するイベントや講座等の情報、国・県の制度改正に関する情報、食の安全安心県民会議等の開催結果、食の安全安心に関する施策の実施状況や食品衛生監視指導結果等について同ホームページにタイムリーに掲載し、積極的な情報提供を行った。
 ・令和5年度「えひめ食の安全・安心情報」ホームページ(トップページ)閲覧件数:6,601件

【令和5年度取組みの評価】

(薬務衛生課)

タイムリーな情報の提供に努めたが、「えひめ食の安全・安心情報」トップページの閲覧件数は前年度より1,363件減少となった。

閲覧件数は大きな食中毒事件や食の安全安心を揺るがす事案が発生した際に増加する傾向があるが、緊急時はもとより、日頃から食の安全安心に興味を持っていただけるよう、正確で分かりやすい解説等発信内容の工夫に努めるとともに、より簡単にアクセスできるよう発信方法を工夫し、更なる利用を呼びかける。

基本施策Ⅲ	相互理解と協働による食の安全安心の確保							
施策の方向14	情報提供の充実							
具体的な取組み	(51) 食中毒予防に関する情報発信 県民に対し、講習会や県広報誌、えひめ食の安全・安心情報ホームページ等により食品衛生知識の普及啓発に努めるほか、食中毒が多発する時期には食中毒注意報を発令し、県民へ注意を喚起し、食中毒予防のポイント等について積極的に啓発します。							
①概要	県庁では、えひめ食の安全・安心情報ホームページ、緊急食品情報及びメールマガジン等の媒体により、食中毒に関する情報を広く県民へ発信する。 保健所では、講習会や施設監視などを通じて、食中毒予防の啓発を図る。							
②推進指標	【食品関連情報の提供件数】 緊急食品情報等の発信件数及び内容の把握により、情報提供活動の指標となる。							
	年度	(R2)	(R3)	R4	R5	R6	R7	R8
	目標	—	220件以上	—	—	—	—	150件以上
	実績	154件	14件	30件	31件			
	【人口10万人あたりの食中毒患者数(年ベース)】(松山市保健所分を除く。) 患者数の減少により、予防啓発効果の指標となる。							
	年度	(R2)	(R3)	R4	R5	R6	R7	R8
	目標	—	15人以下	—	—	—	—	15人以下
	実績	16.1人	13.5人	7.7人	6.2人			
③用語解説	《食中毒注意報》 県では、平成16年4月より、細菌性食中毒の発生しやすい気象条件になった場合や感染性胃腸炎患者数が増加した場合に、食中毒注意報を発令し、食品関連事業者や県民へ注意喚起を行っている。							

【令和5年度事業実施状況】 ●食の安全・安心推進事業費(薬務衛生課) ・食中毒注意報発令情報や不良食品の自主回収情報について、ホームページに掲載するとともに、事前登録している食品関連事業者や食品衛生推進員(知事が委嘱)等へ迅速な情報提供を行い、食品による健康被害の拡大防止を図った。 ・令和5年度緊急食品情報等の発出件数:31件 (食中毒・行政処分情報5件、食中毒注意報:10件、自主回収情報1件、イベント・募集情報15件) ・「えひめの食品だより」等により、ホームページやメールマガジンで食中毒予防に関する正しい知識を分かりやすくタイムリーに伝えた。 ●食品衛生監視機動班等事業費(薬務衛生課) ・食中毒多発時期に注意報を発令し、食中毒予防について積極的に啓発した。 ・令和5年度食中毒注意報発令件数:10回 ○腸炎ビブリオ食中毒注意報 令和5年6月20日～9月30日 ○細菌性(腸炎ビブリオ除く)食中毒注意報 [第1回]令和5年6月28日～7月7日 [第2回]令和5年7月10日～7月19日 [第3回]令和5年7月20日～7月29日 [第4回]令和5年7月31日～8月9日 [第5回]令和5年8月14日～8月23日 [第6回]令和5年8月24日～9月2日 [第7回]令和5年9月4日～9月13日 [第8回]令和5年9月14日～9月23日

○ノロウイルス食中毒注意報 令和6年1月26日～令和6年4月4日

・食中毒発生状況(年ベース:松山市保健所分を除く)

H27:7件 255人、H28:5件 158人、H29:4件 109人、H30:5件 331人、

R元:8件 124人、R2:10件 131人、R3:5件 109人、R4:6件62人、R5:4件 49人

【令和5年度取組みの評価】

(薬務衛生課)

食中毒予防に関する情報の提供に努めた。令和5年度の「緊急食品情報の提供件数」は、前年度から増加し、31件であった。今後も積極的に情報提供に努めたい。

令和5年の「人口10万人あたりの食中毒患者数(年ベース)」は前年より改善し、目標である15人以下となる6.2人であった。食品関連事業者はもとより、広く県民に対して、食品衛生思想の地道な普及啓発と、タイムリーな情報提供を行うことにより、食中毒予防に努める。

基本施策Ⅲ	相互理解と協働による食の安全安心の確保
施策の方向14	情報提供の充実
具体的な取組み	
(52) 消費者苦情等に関する一般消費者への情報提供 消費者が安全で合理的な消費生活を営むために必要な情報について、ファクシミリ、インターネット、情報紙等で発信するほか、消費生活センターでのパネルやビデオの展示等により広く情報提供を行います。	
①概要 消費生活センター及び各地方局並びに市町とのファクシミリ等によるネットワークを活用し、危害情報など緊急性の高い情報を提供する。 また、県民環境部、消費生活センター及び「えひめ食の安全安心情報」のホームページや消費生活センターが作成し配布する情報紙等、消費生活センターにおいて開催している常設展(情報プラザ)において、随時消費者情報を提供する。	
②推進指標 —	
③用語解説 —	

<p>【令和5年度事業実施状況】</p> <p>●消費者行政推進費(県民生活課)</p> <p>・生活関連情報紙等の発行、消費者意識啓発出前講座の開催(37回、受講者数2,658人)、ファクシミリ等を活用した緊急情報の提供、消費生活センターにおける図書、DVD等を活用した来所者に対する啓発を行った。</p>
<p>【令和5年度取組みの評価】</p> <p>(県民生活課)</p> <p>上記のような消費生活情報の提供の結果、令和5年度のセンターへの食料品に関する相談は596件(前年度は597件、1件の減)であった。</p> <p>消費者相談の内容は日々変化しており、常に最新の情報を提供し、消費者被害を未然に防止する必要があることから、今後も、引き続き積極的な情報提供を行い、消費者被害の未然防止を図る。</p>

基本施策Ⅲ	相互理解と協働による食の安全安心の確保
施策の方向14	情報提供の充実
具体的な取組み	(53) 農林水産参観デーの開催 農林水産業への理解を深めてもらうため、県の試験研究機関において農林水産参観デーを開催します。

①概要

県の試験研究機関において、農林水産業の状況や生産技術の内容を知ってもらうため、県民を対象とした農林水産参観デーを開催する。

②推進指標

【農林水産参観デー開催回数】

開催回数は、消費と生産との距離を縮める取組みの実施状況の指標となる。

年度	(R2)	(R3)	R4	R5	R6	R7	R8
目標	—	10回以上	—	—	—	—	10回以上
実績	3回	3回	5回	9回			

③用語解説

【令和5年度事業実施状況】

- 農林水産研究所運営費(農産園芸課)
- 畜産研究センター運営費(畜産課)
- 林業研究センター運営費(林業政策課)
- 水産研究センター運営費(水産課)

日程・参加者数

開催日	試験研究機関	主な内容	参観者数
7月、8月、 10、11月	農林水産研究所	試験研究成果パネル公開 試験研究成果実演展示 他	4,500人
	果樹研究センター		4,000人
	果樹研究センターみかん研究所		946人
	畜産研究センター		46人
	畜産研究センター養鶏研究所		20人
	林業研究センター		797人
	水産研究センター		48人
	水産研究センター栽培資源研究所		124人
計	8機関		10,481人

【令和5年度取組みの評価】

(農産園芸課)

農林水産研究所、果樹研究センター、みかん研究所、畜産研究センター、養鶏研究所、林業研究センター、水産研究センター及び同栽培資源研究所の農林水産参観デーは、一般公開を実施し、「試験研究成果パネル展示」や試験圃場等での「試験研究成果実演展示」を行い、研究成果の迅速かつ効果的な普及が図れた。

基本施策Ⅲ	相互理解と協働による食の安全安心の確保																								
施策の方向15	相談窓口の充実																								
具体的な取組み																									
	(54) 相談への的確な対応、情報共有 保健所等関係機関において、県民等からの食の安全安心に関する相談に的確に対応するとともに、複数の法令にまたがる事案については、関係機関内で情報を共有し、迅速な対応を行います。																								
①概要	各部局で設置している相談窓口については、今後も更なる充実を図るとともに、複数法令関連事案については、えひめ食の安全・安心推進本部内での迅速な情報共有や立入調査等の対応を行う。																								
②推進指標	<p>【相談窓口における相談受付件数】(松山市保健所分を除く。)</p> <p>保健所への相談件数及び内容の把握により、相談活動状況の指標となる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>(R2)</th> <th>(R3)</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> <th>R8</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td>—</td> <td>200件以上</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>185件以上</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>146件</td> <td>115件</td> <td>111件</td> <td>93件</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	年度	(R2)	(R3)	R4	R5	R6	R7	R8	目標	—	200件以上	—	—	—	—	185件以上	実績	146件	115件	111件	93件			
年度	(R2)	(R3)	R4	R5	R6	R7	R8																		
目標	—	200件以上	—	—	—	—	185件以上																		
実績	146件	115件	111件	93件																					
③用語解説	—																								

【令和5年度事業実施状況】
<p>●食の安全・安心推進事業費(薬務衛生課)</p> <ul style="list-style-type: none"> 各保健所食品衛生担当課が総合相談窓口となり、食の安全・安心に関する県民の相談、要望に対応した。 令和5年度保健所における相談件数(松山市保健所分を除く。):93件(有症苦情:32件、異物混入・異味異臭:18件、衛生不備:25件、食品表示:7件、営業許可:0件、食品添加物:1件、その他:10件) <p><その他相談件数(令和5年度)></p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活センター等での食料品の危害等に関する相談件数:26件(県民生活課) 食品表示相談窓口における相談件数:363件(農産園芸課及び各地方局・支局)
【令和5年度取組みの評価】
<p>(薬務衛生課)</p> <p>各保健所食品衛生担当課に設置している「食の安全・安心総合相談窓口」において、苦情等に適切に対応するとともに、複数課にまたがる相談についても、関係部局と連携を図りながら迅速な対応に努めた。</p> <p>推進指標の「相談受付件数」については、食に関する事件等の発生によって増減する傾向にあり、福島第一原子力発電所事故後の平成23年度は放射能汚染に関する相談が70件にのぼったが、令和5年度は0件であった。一方、有症苦情や衛生不備、異物混入・異味異臭等に関する相談は、毎年一定数程度寄せられている。引き続き、数値の推移を把握して今後の施策を展開するとともに、関係機関内で情報を共有し、連携して積極的な対応に努める。</p> <p>(農産園芸課)</p> <p>食品表示相談窓口への相談件数は、食品表示基準に関する相談が多数、寄せられ、令和5年度は363件の相談があった。今後も、適正な食品表示を推進するため、関係部局と連携して対応する。</p>

基本施策Ⅲ	相互理解と協働による食の安全安心の確保							
施策の方向15	情報提供の充実							
具体的な取組み	(55) 出前講座や出前相談室の実施 消費者の要請に応じた出前講座の実施や、各種イベントを活用した出前相談室を開設するなどして、消費者からの相談に対応します。							
① 概要	県民からの要望に応じて地域の研修会等に職員を派遣して情報提供を行うとともに、県民からの相談に応じる。							
② 推進指標	【消費者向け出前講座実施件数】 件数維持により相談活動状況の指標となる。							
	年度	(R2)	(R3)	R4	R5	R6	R7	R8
	目標	—	20件以上	—	—	—	—	40件以上
	実績	14件	10件	12件	36件			
③ 用語解説	—							

【令和5年度事業実施状況】

- 食の安全・安心推進事業費(薬務衛生課)
- 食品衛生監視機動班等事業費(薬務衛生課)
- ・食中毒の予防方法や保健所が行っている食の安全安心に関する業務等について、県民等からの要望に応じて保健所から職員を派遣し、食の安全安心に係る情報を分かりやすく提供した。
- ・消費者向け出前講座 実施回数:36件、参加者数:1,823名

<その他要望を受けて実施した講習会等>

- 食品表示適正化推進事業費(農産園芸課)
- ・食品表示の適正化を推進するため、業界団体のリーダー等を対象とした「適正な食品表示推進講習会」を開催した(1回、88名)。また、各地方局において食品関連事業者に対し研修会を実施するとともに(10回、525人)、産直市の出荷者等に対し食品表示のポイントに関する冊子及び資料を配布し、周知を図った。

【令和5年度取組みの評価】

(薬務衛生課)
県民からの要望に応じて研修会に講師を派遣し、積極的な情報提供及び相談対応に努めた。新型コロナウイルスの感染拡大により例年に比べて実施回数、参加者数ともに少なかった。引き続き県民等からの要望・相談に対応していく。

(農産園芸課)
研修会等の参加者は表示に関する知識の習得に意欲的であり、今後も食品表示適正化のため、継続して開催する。

基本施策Ⅲ	相互理解と協働による食の安全安心の確保							
施策の方向16	県民・民間団体との協働							
具体的な取組み								
(56) 畜産関係団体等との連携 畜産関係団体と連携して、ふれあい牧場、料理教室や乳業工場等の見学を行うとともに、学校現場において食育教室や体験学習を実施して、安全・安心な県産畜産物の普及啓発を行います。								
①概要 愛媛県酪農業協同組合連合会等と連携し、生産者の牧場や乳業工場の見学会を開催するとともに料理教室を開催し、畜産業への理解促進を図る。 愛媛県酪農業協同組合連合会等と連携し、県内小学校等で食育教室や料理教室を実施する。								
②推進指標								
【ふれあい牧場等の開催回数】 開催回数は、消費と生産との距離を縮める取組みの実施状況の指標となる。								
	年度	(R2)	(R3)	R4	R5	R6	R7	R8
	目標	—	80回以上	—	—	—	—	80回以上
	実績	0回*	0回*	0回*	38回			
※R元年度から新型コロナウイルス感染症の影響により、開催中止。R5年度より再開。								
【食育教室開催回数】 開催回数は、食の安全に関する教育、食育の推進状況の指標となる。								
	年度	(R2)	(R3)	R4	R5	R6	R7	R8
	目標	—	50回以上	—	—	—	—	50回以上
	実績	39回	23回	19回	63回			
③用語解説 —								

【令和5年度事業実施状況】							
●愛媛県酪連と連携し予算無しで実施(畜産課)							
〔ふれあい牧場等の開催結果〕							
工場見学:38回							
内容:牛乳・乳製品の製造工程見学、安全安心確保の取組紹介など							
●愛媛県酪連と連携し、ゼロ予算事業(畜産いのちと食の教育支援事業)で実施(畜産課)							
愛媛県酪農業協同組合連合会や県内PTA組織等と連携し、県内小学校等で食育教室や体験学習を実施した。							
参加数:県内小中学校及び特別支援学校 63校							
内容:牛乳・乳製品の栄養や機能、料理の紹介、牛模型による搾乳体験等							
【令和5年度取組みの評価】							
(畜産課)							
工場見学を通じて、牛乳・乳製品のおいしさや安全安心確保への取組みについて、消費者の理解が図られている。(新型コロナウイルス感染症により、R元年度以降は中止。R5年度から再開)							
今後も、消費者の理解を醸成するため、関連団体と連携して引き続き実施する。							
児童・生徒へ牛乳の重要性や牛乳の知識及び理解を伝えることで、県内小中学校等で、食育教室を開催し、食やいのちの大切さを学ぶとともに、食に関する正しい知識と食の安全安心への取組みについて理解が図られている。							
今後も学校等からの要望を受け、関係団体と県が協働し、「いのち」と「食」をテーマとした教育を実施していく。							

基本施策Ⅲ	相互理解と協働による食の安全安心の確保
施策の方向16	県民・民間団体との協働
具体的な取組み	
<p>(57) 生産者団体及び販売関係団体との連携 原木乾しいたけ関係団体と連携して、しいたけ祭や各種イベントにおける出展を通じて、安全・安心な県産原木乾しいたけの普及啓発を行います。</p>	
<p>①概要 毎年開催している愛媛県しいたけ共進会や、産業文化まつりにおいて、来場者に乾しいたけに関する意見、要望等を聞き取り調査し、その結果を集荷組織を通じて生産者に提供する。</p>	
<p>②推進指標 —</p>	
<p>③用語解説 —</p>	

<p>【令和5年度事業実施状況】</p> <p>●特用林産物振興対策事業費(林業政策課) 愛媛県森林組合連合会や愛媛県森林組合椎茸生産者連絡協議会といった販売、生産団体が県内外のしいたけ関連行事等に積極的に参加し、消費者ニーズの把握に努め、会員等に情報提供を行った。</p>
--

<p>【令和5年度事業実施状況】</p> <p>(林業政策課) 「愛」あるブランド産品である「えひめ産乾しいたけ」の消費拡大に資するため、積極的に消費者のニーズの把握に努めるなど、一定の評価を得ることができた。 今後、更なる消費拡大を図るため、消費者のニーズに合致した新たな商品の開発、販売方法の改善等を含め、生産者及び愛媛県森林組合連合会等が一体となって愛媛県乾しいたけの普及に取り組んでいく。</p>
--

基本施策Ⅲ	相互理解と協働による食の安全安心の確保																								
施策の方向16	県民・民間団体との協働																								
具体的な取組み	<p>(58) 食品関係団体との連携</p> <p>食の安全安心に関する施策を推進するため、自主衛生管理の推進、消費者との意見交換会の開催、食品衛生責任者講習会等の事業について、愛媛県食品衛生協会と連携して実施するほか、食の安全安心に関する講習会や各種イベント等の開催にあたっては、飲食関連組合等の関係団体とも連携・協働して内容の充実や手法について検討し、参加者の増加に努めるなど、食の安全安心の確保を推進します。</p> <p>①概要</p> <p>県食品衛生協会に、自主衛生管理の推進等に関する事業を委託し、連携を図る。 また、他の関係団体との協働についても、食の安全安心に関するイベントの共催等、可能性を探る。</p> <p>②推進指標</p> <p>【食品衛生推進員巡回施設数】(松山市保健所分を除く。) 施設数の増加により協働活動促進の指標となる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>(R2)</th> <th>(R3)</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> <th>R8</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td>—</td> <td>15,000件以上</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>17,900件以上</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>13,322件</td> <td>9,683件</td> <td>12,671件</td> <td>12,949件</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>③用語解説</p> <p>—</p>	年度	(R2)	(R3)	R4	R5	R6	R7	R8	目標	—	15,000件以上	—	—	—	—	17,900件以上	実績	13,322件	9,683件	12,671件	12,949件			
年度	(R2)	(R3)	R4	R5	R6	R7	R8																		
目標	—	15,000件以上	—	—	—	—	17,900件以上																		
実績	13,322件	9,683件	12,671件	12,949件																					

<p>【令和5年度事業実施状況】</p> <p>●食品営業自主管理強化事業費(松山市保健所分を除く。)(薬務衛生課)</p> <ul style="list-style-type: none"> 県食品衛生協会と連携して、自主衛生管理の推進、消費者との意見交換会の開催、食品衛生責任者講習会等を実施した。 食品衛生推進員が緊急食品情報(食中毒情報や自主回収情報)等を地域の食品関連事業者に巡回し周知した。(巡回施設数12,949件) フードスタンプ(手指や調理器具等の汚染状況を調べるための簡易な細菌検査キット)による巡回指導を行った。(フードスタンプ実施件数1,021件、うち264件陽性) なお、陽性となった施設には食品衛生指導員等が結果を伝え、注意喚起を行った。 消費者の一日食品衛生監視員事業による消費者と営業者の意見交換を行った。(実施回数11回、参加者合計151名) 食品衛生責任者講習会を開催した。(実施回数65回、受講者数2,836名) <p>【令和5年度取組みの評価】</p> <p>(薬務衛生課)</p> <p>令和5年度も県食品衛生協会と連携して上記事業を実施し、自主衛生管理の推進等、食の安全安心に関する施策の推進に努めた。推進指標の「食品衛生推進員巡回施設数」は12,949件と昨年度よりさらに増加し、食中毒注意報発令時など時期を見定め、指導を行うことができおり、食品による健康被害の防止に寄与している。 今後も引き続き連携して事業を実施し、食の安全安心の確保に努める。</p>

基本施策Ⅲ	相互理解と協働による食の安全安心の確保
-------	---------------------

施策の方向17	消費者・食品関連事業者による意見交換の実施及び県民の意見の反映
---------	---------------------------------

具体的な取組み	
---------	--

(59) リスクコミュニケーションの推進

食の安全・安心県民講座を県内各地で開催するほか、消費者による製造施設等の見学及び意見交換等を実施し、関係者相互間の理解促進を図ります。また、食品関連事業者が自主的に実施する施設見学会等、消費者との交流を促進する事業を支援します。

リスクコミュニケーションを支援、仲介できる人材を育成し、活用します。

①概要

食の安全・安心県民講座を開催し、行政及び食品関連事業者の取組紹介や参加者との意見交換を実施する。

県食品衛生協会に委託して「消費者の一日食品衛生監視員事業」を実施し、消費者からの意見を業務に反映する。

リスクコミュニケーションを推進する上で重要なリスクコミュニケーター（関係機関からの情報などを理解し、参加者に情報を分かりやすく伝える人）や司会進行のできる人材を育成する。

②推進指標

【食の安全・安心県民講座の開催回数、参加者数】

回数・人数の増加により活動充実の指標となる。

年度	(R2)	(R3)	R4	R5	R6	R7	R8
目標	—	5回 500名	—	—	—	—	5回 450名
実績	5回 232名	5回 195名	5回 200名	5回 203名			

【消費者との意見交換会の実施回数、参加者数】（松山市保健所分を除く。）

回数・人数の維持により活動状況の指標となる。

年度	(R2)	(R3)	R4	R5	R6	R7	R8
目標	—	12回以上 400名以上	—	—	—	—	11回 350名
実績	11回 228名	9回 170名	5回 77名	11回 151名			

③用語解説

《リスクコミュニケーション》消費者、事業者、行政担当者などの関係者の中で情報や意見をお互いに交換・共有するもの。関係者が会場などに集まって行う意見交換会、新たな規制の設定などの際に行う意見聴取（いわゆるパブリック・コメント）が双方向性のあるものだが、ホームページを通じた情報発信などの一方向的なものも広い意味でのリスクコミュニケーションに関する取組みに含まれている。

《食の安全・安心県民講座》県では、平成16年度より、リスクコミュニケーションの一環として、県内各地において生産者、製造者、消費者等が一同に会し、食に関する意見交換等を実施している。

【令和5年度事業実施状況】

●食の安全・安心推進事業費（薬務衛生課）

・県民の食品等への不信、不安を解消するため、県下3地方局・支局管内で食の安全・安心県民講座を開催し、行政、事業者の取組紹介や参加者との意見交換を行った。

〔令和5年度食の安全・安心県民講座の開催結果〕

○食の安全・安心県民講座

〔日程・参加者〕 令和5年11月9日 宇和島市立岩松公民館 12名
11月10日 県歴史博物館 28名
11月21日 県総合科学博物館 42名
11月22日 県武道館 25名

〔内容〕 ・情報提供「食品等に関する情報提供について」

・講演

【新居浜】 【中予】

「職場でも家庭でもできる食中毒対策」

株式会社ユーケミカル

「食品製造・調理現場でのアレルギー管理と対策」

日本ハム株式会社 中央研究所

【宇和島】 【西予】

「異物混入対策と食品に係る微生物について」

アズワン株式会社

・意見交換、質疑応答

○「表示等に関するコンプライアンス講習会」 ※県民生活課と連携して開催

〔日程・参加者〕 令和6年2月9日 県武道館 96名

〔内容〕 ・「景品表示法の概要及び最近の違反事例について」

・「食品衛生法等の改正について」(薬務衛生課)

・「消費者トラブルの対応」

●食品営業自主管理強化事業費(松山市保健所分を除く。)(薬務衛生課)

・県食品衛生協会に委託して実施している「消費者の一日食品衛生監視員事業」で、消費者による製造施設等の見学及び意見交換等を実施し、関係者相互間の理解促進を図った。

・一日食品衛生監視員事業(実施回数11回 参加人数151名)

【令和5年度取組みの評価】

(薬務衛生課)

「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」をテーマに県民講座を開催し、行政からの説明のほか、外部講師による講演、参加者との意見交換を行うことにより、広く周知啓発し、リスクコミュニケーションを推進することができた。また、食品表示・安全に関する講習会は、県民生活課との連携により、効果的かつ効率的に開催することができた。

一日食品衛生監視員事業は、令和5年度も県内各地で実施し、消費者と食品関連事業者の相互理解、事業者の改善意欲の向上が図られた。

食の安全安心は行政のみでは実現できないことから、今後も多くの県民が参加できるよう内容を工夫しながら継続して実施することにより、リスクコミュニケーションを推進する。

基本施策Ⅲ	相互理解と協働による食の安全安心の確保																								
施策の方向17	消費者・食品関連事業者による意見交換の実施及び県民の意見の反映																								
具体的な取組み																									
<p>(60) パブリック・コメント、アンケート等による県民意識の把握 愛媛県食品衛生監視指導計画など食品等に関する県の重要な計画については、パブリック・コメントを実施し、広く県民の意見を取り入れます。 食の安全安心に関する県民の意識を把握するため、県民へのアンケート等を実施し、今後の施策に反映させます。</p>																									
<p>①概要 重要な計画等を策定する際には、パブリック・コメントにより広く県民からの意見を募集し、必要に応じ修正等に反映させる。 食の安全・安心県民講座等、県民が集まるイベント時等にアンケートを実施し、その結果を今後の施策等に反映させる。</p>																									
<p>②推進指標 【食の安全安心に関するアンケート協力者数】 アンケート協力者数の増加を図り、より多くの県民の意見を把握し施策に反映させる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>(R2)</th> <th>(R3)</th> <th>R4</th> <th>R5</th> <th>R6</th> <th>R7</th> <th>R8</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標</td> <td>—</td> <td>500名以上</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>450名</td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td>164名</td> <td>90名</td> <td>175名</td> <td>176名</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		年度	(R2)	(R3)	R4	R5	R6	R7	R8	目標	—	500名以上	—	—	—	—	450名	実績	164名	90名	175名	176名			
年度	(R2)	(R3)	R4	R5	R6	R7	R8																		
目標	—	500名以上	—	—	—	—	450名																		
実績	164名	90名	175名	176名																					
<p>③用語解説 —</p>																									

<p>【令和5年度事業実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●パブリック・コメントの実施(薬務衛生課) <ul style="list-style-type: none"> 令和6年度愛媛県食品衛生監視指導計画の策定にあたり、パブリック・コメントを実施した。 意見募集期間: 令和6年2月26日～3月26日 実施結果: 意見なし ●食の安全・安心推進事業費(薬務衛生課) <ul style="list-style-type: none"> 食の安全・安心県民講座において「食の安全・安心に関するアンケート」を実施した。 [主な結果(各項目上位3つ)] <ul style="list-style-type: none"> ○食品等の安全性について、不安に感じていることは。 <ol style="list-style-type: none"> 1.食中毒 2.異物混入 3.食品添加物の安全性 ○食品等の安全性について、どのような点を基準に判断しているか。 <ol style="list-style-type: none"> 1.製造者・生産者の信頼性 2.消費期限・賞味期限 3.見た目(色、つや)や匂い ○原材料の生産から食品の消費までの段階の中で、食品の安全性確保のために、最も重要だと考えるのはどの段階か。 <ol style="list-style-type: none"> 1.食品の製造や加工 2.飲食店での調理(給食施設なども含む) 3.農畜水産物の生産(作物の栽培、家畜の飼育など)
--

<p>【令和5年度取組みの評価】 (薬務衛生課) 令和5年度も次年度の愛媛県食品衛生監視指導計画についてパブリック・コメントを実施し、県民の意見を把握するとともに、寄せられた意見に対しては速やかに対応した。 また、県民意見の把握のため、食の安全・安心県民講座においてアンケートを実施したところ、参加者203名中176名から回答が得られ、監視指導計画の策定時など、施策の参考にすることができた。 今後も重要な計画を作成する際にはパブリック・コメントを実施するほか、各種事業の中でアンケートを実施し、県民の声を施策に反映させるよう努める。</p>
